

指定数量未満の危険物及び 指定可燃物の運用基準

安来市消防本部

(令和2年4月1日制定)

(令和3年4月1日改訂)

目次

	頁
第 1 章 総則	
第 1 はじめに	3
第 2 凡例	3
第 3 手続きの種類	4
第 4 危険物の数量の算定	4 ～ 5
第 2 章 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い	
第 1 節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準	
第 1 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い (条例第 3 0 条)	6
第 2 少量危険物の危険物の貯蔵及び取扱い (条例第 3 1 条の 2 第 1 項)	6 ～ 8
第 3 タンク (地下タンク及び移動タンクを除く。) による 貯蔵及び取扱い (条例第 3 1 条の 4 第 1 項)	9
第 4 移動タンクの貯蔵及び取扱い (条例第 3 1 条の 6 第 1 項)	9
第 2 節 少量危険物の危険物の貯蔵及び取扱う場所の 位置、構造及び設備の基準	
第 1 共通する技術上の基準 (条例第 3 1 条の 2 第 2 項)	1 0 ～ 1 9
第 2 屋外の貯蔵取扱所の技術上の基準 (条例第 3 1 条の 3 第 2 項)	1 9 ～ 2 2
第 3 屋内の貯蔵取扱所の技術上の基準 (条例第 3 1 条の 3 の 2 第 1 項)	2 2 ～ 2 5
第 4 タンク (地下タンク及び移動タンクを除く。) の 貯蔵取扱所の技術上の基準 (条例第 3 1 条の 4 第 2 項)	2 5 ～ 2 9
第 5 地下タンクの貯蔵取扱所の技術上の基準 (条例第 3 1 条の 4 第 2 項)	2 9 ～ 3 1
第 6 移動タンクの貯蔵取扱所の技術上の基準 (条例第 3 1 条の 4 第 2 項)	3 1 ～ 3 3

第3節	少量危険物の貯蔵及び取扱う場所の 位置、構造及び設備の維持管理（条例第31条の8）	33
第3章 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの基準		
第1節	指定可燃物の区分（別表8）	
第1	別表第8の取り扱い	34
第2	別表第8備考の取り扱い	34～37
第3	指定可燃物の貯蔵及び取扱い	37～38
第4	指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合の 同一場所の扱い	38～39
第2節	可燃性固体類及び可燃性液体類並びに指定数量の5分の1以上 指定数量未満の動植物油類の貯蔵及び取り扱い	
第1	貯蔵及び取り扱いの基準（第33条第1項）	39
第2	貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び 設備の基準（第33条第2項）	39
第3	基準の準用（第33条第3項）	39～40
第3節	綿花類等の貯蔵及び取り扱い	
第1	貯蔵及び取り扱いの基準（第34条第1項）	40～41
第2	貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び 設備の基準（第34条第2項）	41～42
第4章 消火設備		
第1	少量危険物	43
第2	指定可燃物	43

第1章 総則

第1 はじめに

この運用基準は、消防法に定める危険物について、法第9条の4の規定に基づき危険物の規制に関する政令で定める数量（以下、「指定数量」という。）の危険物（危令第1条の1 1別表3）にあつては指定数量未満、指定可燃物（危令第1条の1 2別表4及び条例第3 3条別表第8）にあつては指定数量以上の全ての指定可燃物について、当該危険物及び指定可燃物を貯蔵し又は取り扱う場合における一般的な遵守事項について定めたものです。

したがって、一般家庭で使用される危険物及び指定可燃物についても、この基準の規制を受けるものです。

なお、この運用基準にない位置、構造及び設備の技術上の基準については、安来市危険物規制審査基準（令和2年4月1日制定）を準用します。

第2 凡例

1 法令名等の略称

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号）は、以下「法」という。
- (2) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）は、以下「令」という。
- (3) 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）は、以下「規則」という。
- (4) 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）は、以下「危令」という。
- (5) 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）は、以下「危則」という。
- (6) 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）は、以下「危告示」という。
- (7) 安来市火災予防条例（平成16年10月安来市条例第226号）は、以下「条例」という。
- (8) 安来市火災予防条例施行規則（平成16年10月安来市規則第169号）は、以下「条規」という。
- (9) 建築基準法（昭和25年法律第201号）は、以下「建基法」という。
- (10) 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を、以下「少量危険物」という。
- (11) 指定数量の5分の1未満の危険物を、以下「微量危険物」という。
- (12) 可燃性固体類及び可燃性液体類を、以下「可燃性固体類等」という。
- (13) 可燃性固体類等及び指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類を、以下「可燃性液体類等」という。
- (14) 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物を、以下「綿花類等」という。
- (15) 再生資源燃料のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるものを、以下「廃棄物固形化燃料等」という。
- (16) 建築基準法施行例（昭和25年政令第338号）は、以下「建基令」という。
- (17) 日本産業規格は、「J I S」という。

2 行政指導部分

この基準の、行政指導に該当するものには、注意書き（※）を付しました。

第3 手続きの種類

1 少量危険物貯蔵取扱（廃止）届

少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合（個人の住宅で貯蔵し又は取り扱う場合にあつては、指定数量の2分の1以上指定数量未満）は、あらかじめその旨を消防長へ届出なければなりません。

また、貯蔵又は取扱いを廃止するときも届出をする必要があります。

2 指定可燃物貯蔵取扱（廃止）届

指定数量の5倍以上の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合（再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあつては指定数量以上貯蔵し又は取り扱う場合）は、あらかじめその旨を消防長へ届出なければなりません。

また、貯蔵又は取扱いを廃止するときも届出をする必要があります。

3 少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱届の届出には、次の書類を提出してください。

- (1) 少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱届出書
- (2) 構造明細書（別記様式1～5）
- (3) 貯蔵取扱場所位置図
- (4) 平面図・立面図
- (5) 設備配置図
- (6) 設備詳細図
- (7) 配管図
- (8) タンク詳細図
- (9) タンク水張検査合格証

第4 危険物の数量の算定

危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物の算定については、次の例によります。なお、危険物の算定は同一場所での貯蔵及び取扱いの数量になります。

1 貯蔵施設の場合

貯蔵する危険物の全量とする。

2 取扱施設の場合

取り扱う危険物の全量とする。

なお、算定方法は次に掲げる危険物の取扱形態等の区分によることとし、複数の取扱形態等を有する場合は合算するものとする。

(1) 油圧装置、潤滑油循環装置等による危険物の取扱い

瞬間最大停滞量をもって算定する。

(2) ボイラー、発電設備等の危険物の消費による取扱い

1日における計画又は実績消費量のうち、いずれか大なる数量をもって算定する。

なお、非常用のものについては、業態、用途、貯蔵量（他許可施設等を含む。）や当該発電設備等の時間当たりの燃料消費量、事業所の営業時間等を総合的に判断して算定する。

3 貯蔵施設と取扱施設とを併設する場合

(1) 貯蔵施設と取扱施設とが同一工程にある場合（ボイラーと当該ボイラー用燃料タンクを同一の室内に設けた場合等）

貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量とを比較して、いずれか大きいほうの量とする。

(2) 貯蔵施設と取扱施設とが同一工程にない場合

貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量を合算した量とする。

(3) 自動車等へ給油することを目的に設けられた簡易タンクの場合

貯蔵量又は1日の取扱数量のいずれか大きいほうの量とする。

4 算定から除外できる場合

- (1) 指定数量の5分の1未満の燃料装置部が同一の室内に設置されている石油ストーブ、石油こんろ等で専ら室内の暖房又は調理等の用に供する場合は、当該石油ストーブ、石油こんろ等で取り扱う危険物を当該室内における危険物の数量の算定から除外することができる。
- (2) 建設現場等における土木建設重機等の燃料タンク内の危険物は数量の算定から除外できるが、土木建設重機等への注油等に係る取扱いにあつては、建設現場等における1日の総取扱量を算定すること。

第2章 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い

第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準

第1 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い（条例第30条）

1 火気の使用（第1号）

「みだりに火気を使用しないこと」とは、危険物の性質及び作業上工程等を考慮し、火気の使用は次の各号の全てを満たすものとします。

- (1) 正当な理由がある場合に限ること。
- (2) 管理が徹底されていること。
- (3) 防火上安全な場所であること。
- (4) 安全な方法による火気の使用であること。

2 漏れ、飛散等の防止（第3号）

危険物が漏れ、あふれ又は飛散しないように必要な措置とは、貯蔵又は取扱いの形態に応じた密栓、受け皿、バルブ等の管理による措置を講ずることをいいます。

3 容器（4号）

危険物の性質に適応した容器は、危則別表第3、第3の2、第3の3、第3の4の内装容器をいいます。

4 転倒、落下防止（第6号）

容器の転倒及び落下防止等については、次に掲げるものをいいます。

- (1) 戸棚、棚等は、容易に傾斜し、転倒し、又は落下しないよう壁体若しくは床面又は地盤等に固定すること。
- (2) 容器の転倒、落下又は破損を防止するために有効な柵、滑り止め等の処置をすること。
- (3) 条例第30条第2号に掲げる不要な物件以外の物件を貯蔵する場合は、容易に落下するおそれのない場所に貯蔵すること。

第2 少量危険物の危険物の貯蔵及び取扱い（条例第31条の2第1項）

1 遮光、換気（第3号）

危険物の性質に応じて、温度、湿度等の変化による酸化又は分解等を防止するため、適正温度又は湿度を保つために以下のことを行わなければなりません。

- (1) 遮光 直射日光に限らず、光をあてない措置を講ずること。
- (2) 換気 換気設備により室内の空気を有効に置換するとともに、室温を上昇させないこと。

2 温度計、湿度計、圧力計、その他の計器の監視（第4号）

(1) 「その他の計器」は、液面計、流速計、誘電率計、回転計、電流計等を含みます。

(2) 計器類の監視方法は次に掲げる方法とします。

ア 危険物取扱いの形態の実態に応じた方法

イ 計器類が多数設置される施設にあつては、集中して監視できる方法とすること。

3 変質、混入防止（第5号）

「必要な措置」とは、タンク又は容器が危険物の区分により明確に分かるよう表示するなどをいいます。

4 可燃性の蒸気等の滞留するおそれのある場合等の措置（第7号）

(1) 「可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所」とは、実態によ

って判断されるものです。

(2)「可燃性の蒸気」とは、ガソリン等の特殊引火物、アルコール類、第一石油類、第二石油類の蒸気をいいます。

(3)「可燃性のガス」とは、アセチレン、水素、液化石油ガス等可燃性のものをいいます。

(4)「可燃性の微粉」とは、マグネシウム、アルミニウム等の金属粉じん及び小麦粉、でんぷんその他の可燃性粉じん、で、集積した状態又は浮遊した状態において着火したときに爆発するおそれがあるものをいいます。

(5)「火花を發する機械器具、工具、履物等」には、次のものがあります。

ア 機械器具

(ア) グラインダー等衝撃により火花を發するもの

(イ) 電熱器、暖房機器等高温部を有するもの

(ウ) 電気設備（防爆構造を除く。）

イ 工具、履物等

ハンマー、底に鉄びょうのある靴等、衝撃により火花を發するもの

5 加熱、乾燥（第10号）

「危険物の温度が局部的に上昇しない方法」とは、次のことをいいます。

(1) 直火を使用しない方法

(2) 熱源と被可燃物とを相対的に動かしている方法

(3) 被可燃物の温度分布に偏りを生じさせない方法

6 塗装作業を行う場合の防火上安全な場所（第12号）

「防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所」とは、次のいずれかの場所をいいます。

(1) 屋外であって、火源から安全と認められる距離を有している場所

(2) 屋内であって、火源から安全と認められる距離を有しており、かつ、周囲の壁のうち2方向以上が開放されているか、又はそれと同等以上の通風、換気が行われている場所

(3) 屋内の区画された場所であって、次の条件を満たすもの

ア 隔壁は、特定不燃材料で作られたもの又はこれと同等以上の防火性能を有する構造のものであること。

イ 隔壁に開口部を設ける場合は、防火設備が設けられていること。

ウ 当該区画された場所内に火源となるものが存在しないこと。

(4) 屋内において、有効な不燃性の塗装ブースが設けられており、かつ、当該塗装場所内に火源となるものが存在しない場所

7 焼入れ作業の方法（第13号）

「危険物が危険な温度に達しない方法」とは、次の方法があります。

(1) 焼入油の容量を十分にとる方法

(2) 循環冷却装置を用いる方法

(3) 攪拌装置を用いる方法

(4) 冷却コイルを用いる方法

(5) その他、上記と同等以上の効果があると認められる方法

8 バーナーの逆火防止及び危険物の流出防止方法（第15号）

バーナーの逆火防止及び危険物の流出防止については、次の方法があります。

(1) バーナーの逆火防止方法

ア プレパージ

バーナーに点火する際、事前に燃焼室内に送風し、未燃焼ガス等を有効に除去する方法

イ ポストパージ

バーナーの燃焼を止めた後、ある一定時間送風を継続して、燃焼室内の未燃焼ガス等を有効に除去する方法

(2) 危険物の流出を防止する方法

ア 燃料をポンプにて供給している場合などに戻り管を設置する方法

イ フレームアイ、フレームロッド、火炎監視装置等により、バーナーの不着火時における燃料供給を停止する方法

9 危険物を容器に収納し、又は詰め替える場合の基準（第16号）

(1) 危険物を内装容器等に収納し、又は詰め替える場合は、次によります。

ア 収納し、又は詰め替える容器は、容積又は重量にかかわらず当該基準が適用される。

イ 「これと同等以上の強度を有すると認められる容器」には、次のものがある。

(ア) 危告示第68条の2の2に掲げる容器

(イ) 危告示第68条の3の3に定める容器

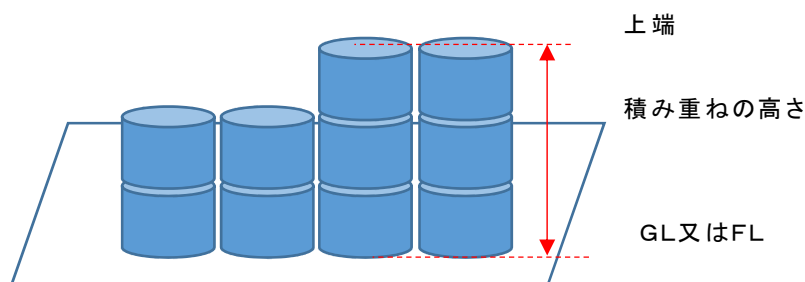
(2) 内装容器等の表示については、次のとおりです。

内装容器の表示方法

条文	収納し、又は詰め替える危険物及び内装容器等の最大容積	品名 危険等級 化学名 水溶性	危険物の数量	注意事項
危則第39条の3第2項	危則別表第3、3の2、3の3及び3の4による	要	要	要
危則第39条の3第3項	第一、二、四類（危険等級Ⅰの危険物を除く。）の危険物 最大容積500ml以下	通称名	要	同一の意味を有する他の表示
危則第39条の3第4項	第四類の化粧品（エアゾールを除く。） 最大容積150ml以下	不要	要	不要
	第四類の化粧品（エアゾールを除く。） 最大容積150mlを超え300ml以下	不要	要	同一の意味を有する他の表示
危則第39条の3第5項	第四類のエアゾール 最大容積300ml以下	不要	要	同一の意味を有する他の表示
危則第39条の3第6項	第四類の危険物のうち動植物油類 最大容積2.2L以下	通称名	要	同一の意味を有する他の表示

10 容器の積み重ねの高さ（第17号）

危険物を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合の高さは、地盤面（GL）又は床面（FL）から容器の上端までの高さをいいます。



**第3 タンク（地下タンク及び移動タンクを除く。）の貯蔵及び取扱い
（条例第31条の4第1項）**

タンクの容量は、当該タンクの内容積の90%以上の量として取り扱わなければなりません。

第4 移動タンクによる貯蔵及び取扱い（条例第31条の6第1項）

（1）注入ホース（第1号）

ア 材質は、取り扱う危険物によって侵されるおそれのないものでなければなりません。

イ 長さは、必要以上に長くしないでください。（概ね30m以内）

ウ 結合金具は、危険物の取扱い中に危険物が漏れるおそれのないねじ式結合金具、突合せ固定式結合金具等とします。

エ 結合金具及び注入ホースは、取扱い中の圧力等に十分耐える強度を有するものとしてください。

オ 注入ノズルを設ける場合は、危険物の取扱いに際し、手動閉鎖装置の作動が確実であり、かつ、危険物が漏れるおそれのない構造としてください。ただし、手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものは認められません。

カ 注入速度は、安全な速度（灯油60L/分、軽油180L/分）としてください。

（2）容器への詰め替え（第2号）

ア 危険物を容器に詰め替える場合は、注入ノズルの部分に満量停止制御装置が設けられているとともに、詰め替えのための容器の据付箇所には危険物の漏れ、拡散を防止するための受皿を設ける等の安全対策を講じてください。

（※）

イ 原則として、移動タンクから自動車等への燃料タンクへ直接給油することはできません。ただし、次の場合はこの限りではありません。

（ア）建設現場等の定められた範囲内で限定的に使用され、一般公道を走行できない土木建設重機等に引火点40℃以上の第4類の危険物を給油する場合

（イ）災害現場での活動中の自動車等に引火点40℃以上の第4類の危険物を給油する場合

なお、自動車等の燃料タンクに直接給油する行為は、同一場所における一日の総給油量が指定数量未満である場合に限り認められます。

（3）静電気除去（第3号及び第4号）

ア 「静電気による災害が発生するおそれのある液体」とは、ベンゼン、ガソリン等をいいます。

イ 「タンクを有効に接地する」とは、危則第40条の6による方法とします。

第2節 少量危険物の貯蔵及び取扱う場所の位置、構造及び設備の基準

第1 共通する技術上の基準（条例第31条の2第2項）

1 標識、掲示板（第1号）

標識及び掲示板は、条規別表のとおりです。また、設置については次のとおりです。

（1）移動タンク以外の少量危険物貯蔵取扱所

ア 標識、掲示板は、出入口付近等の外部から見やすい位置に設ける。

イ 標識、掲示板は、施設の外壁又はタンク等に直接記載することができる。

ウ 標識、掲示板の材質は、耐候性、耐久性があるものとし、また、その文字は、雨水等により容易に汚損したり消えたりすることがないものとする。

エ 標識等を囲いに付置する場合は、囲いの機能に影響を与えない位置や方法によること。

（2）移動タンク

標識は、車両の前後から確認できる見やすい位置に設ける。この場合、必ずしも2ヶ所に設ける必要はない。

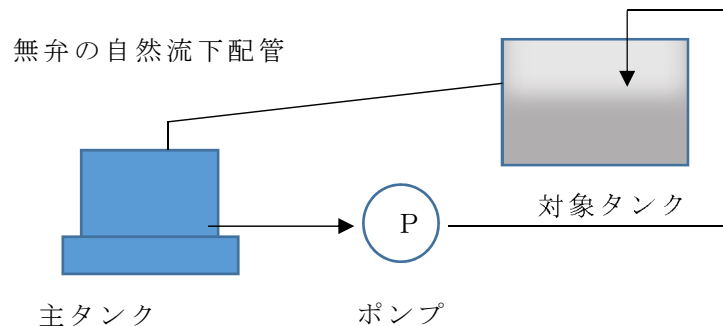
2 漏れ、あふれ又は飛散を防止する構造（第2号）

「漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備」とは、二重缶、二重配管、戻り管、波返し、フロートスイッチ、ブース、受け皿、囲い、逆止弁、ふた等とし、危険物の貯蔵及び取扱いの形態等を考慮し、実態に即した有効なものを行います。

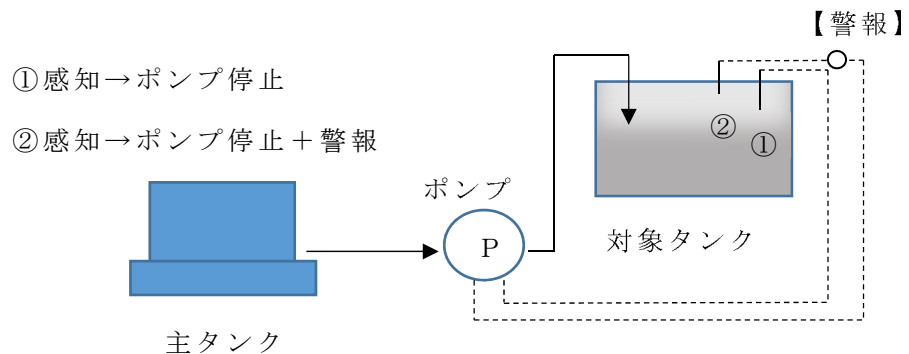
◎附帯設備の例

[自然流下配管が設けられているもの]

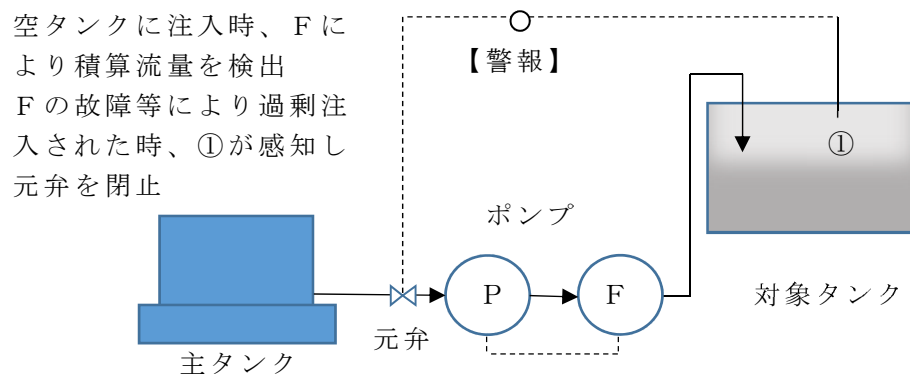
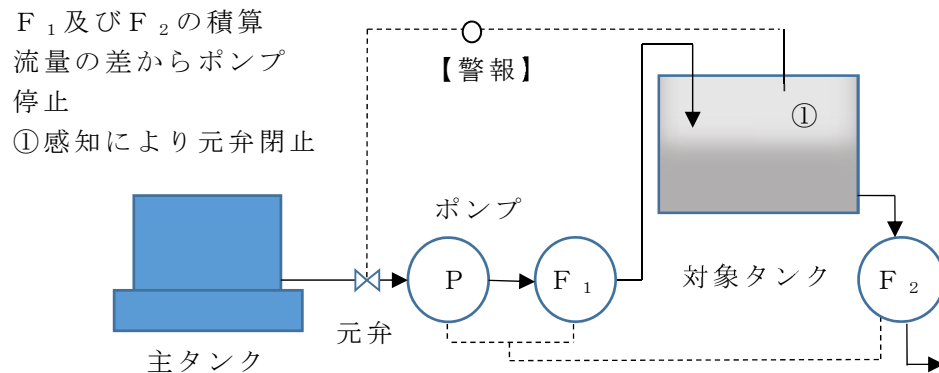
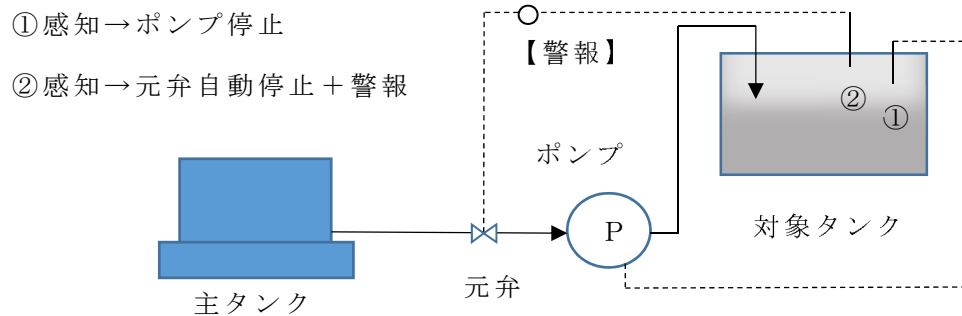
自然流下による戻り専用管にあっては、供給管の径の概ね1.5倍以上の径を有するものとし、かつ、弁を設けないこと。



[危険物注入用ポンプを停止させる設備が複数設けられているもの]



[危険物注入用ポンプを停止させる設備と主タンク（供給元タンク）の元弁を閉止する設備がそれぞれ設けられているもの]



3 温度測定装置（第3号）

温度測定装置は、危険物を取り扱う設備の種類、危険物の貯蔵及び取扱いの形態、危険物の物性及び測定温度範囲等を十分に考慮し、安全で、かつ、温度変化を正確に把握できるものとしてください。

4 危険物を加熱乾燥する装置（第4号）

(1)「防火上安全な場所」とは、直火の設備が危険物を取り扱う場所と防火的に区画されている場所をいいます。

- (2) 「火災を防止するための附帯設備」とは、次に掲げる例によります。
- ア 危険物の温度を自動的に当該危険物の引火点以下に制御できる装置又は機構
 - イ 引火又は着火を防止できる装置又は機構
 - ウ 局部的に危険温度に加熱されることを防止する装置又は機構
- 5 圧力計及び安全装置（第5号）
- (1) 加圧設備等における「圧力計」については、次の条件を満たす必要があります。
- ア 常時、圧力が視認できるもの
 - イ 最大常用圧力の1.2倍以上の圧力を適切に指示できるもの
- (2) 加圧設備等における「有効な安全装置」については、次に掲げるほか、タンク本体又はタンクに直結する配管に取り付けるものとし、その取付位置は、点検が容易であり、かつ、作動した場合に気体のみ噴出し、内容物を吹き出さない位置としてください。
- ア 自動的に圧力の上昇を停止させる装置
 - イ 減圧弁で、その減圧側に安全弁を取り付けたもの
 - ウ 警報装置で、安全弁を併用したもの
- 6 引火性の熱媒体を使用する設備（第6号）
- 「熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造」とは、熱媒体又はその蒸気がそのまま噴出しないよう当該安全装置から配管等で冷却装置や予備タンク等に導く構造をいいます。
- 7 電気設備（第7号）
- 「電気工作物に係る法令」とは、電気事業法に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令（H9通商産業省令第52号）第68条から第70条までの規定をいいます。
- 8 静電気除去を有効に除去する装置（第8号）
- (1) 「静電気が発生するおそれのある設備」とは、特殊引火物、第一石油類、第二石油類及び導電率が 10^{-8} S/m（ジーメンズ/メートル）以下の危険物を取り扱う設備をいいます。
- (2) 「静電気を有効に除去する装置」は、次に掲げるとおりにしてください。
- ア 接地抵抗値が概ね $1000\ \Omega$ 以下となるように設けること。
 - イ 接地端子と接地導線との接続は、ハンダ付等により完全に接続すること。
 - ウ 接地線は、機械的に十分な強度を有する太さとすること。
 - エ 接地端子は、危険物を取り扱う設備の接地導線と確実に接地ができる構造とし、取付箇所は引火性危険物の蒸気が漏れ、又は滞留するおそれのある場所以外とすること。
 - オ 接地端子の材質は、伝導性の良い金属（銅、アルミニウム等）を用いること。
 - カ 接地導線は良導体の導線を用い、ビニール等の絶縁材料で被覆し、又はこれと同等以上の導電性及び損傷に対する強度を有するものとする。
 - キ その他、前号までと同等以上の静電気除去性能を有する方法とすること。
- 9 危険物を取り扱う配管（第9号）
- (1) 配管の材質
- 「設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有するもの」とは、次に掲げるとおりです。
- ア 金属製配管
- 金属製のものには、次の規格に適合する配管材料があります。

規格番号	種類	記号
JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材	SS
JIS G 3103	ボイラー及び圧力容器用炭素鋼及びモリブデン鋼鋼板	SB、SB-M
JIS G 3106	溶接構造用圧延鋼材	SM
JIS G 3452	配管用炭素鋼鋼管	SGP
JIS G 3454	圧力配管用炭素鋼鋼管	STPG
JIS G 3455	高圧配管用炭素鋼鋼管	STS
JIS G 3456	高温配管用炭素鋼鋼管	STPT
JIS G 3457	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	STPY
JIS G 3458	配管用合金鋼鋼管	STPA
JIS G 3459	配管用ステンレス鋼鋼管	SUS-TP
JIS G 3460	低温配管用鋼管	STPL
JIS G 4304	熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯	SUS-HP
JIS G 4305	冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯	SUS-CP
JIS G 4312	耐熱鋼板	SUH-P
JIS H 3300	銅及び銅合金継目無管	C-T、C-TS
JIS H 3320	銅及び銅合金溶接管	C-TW、C-TWS
JIS H 4080	アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管	A-TES、A-TS、A-TDS
JIS H 4090	アルミニウム及びアルミニウム合金溶接管	A-TW、A-TWS
JIS H 4630	配管用チタン管	TTP
JPI -S-14	石油工業配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	PSW
API 5L	LINE PIPE	5L
API 5LX	HIGH TEST LINE PIPE	5LX

JPIは日本石油学会の規格

APIは米国石油学会の規格

イ 合成樹脂製配管

合成樹脂製のものである場合は、原則として危険物保安技術協会の性能評価を受けたものとし、性能評価確認書を確認してください。

ウ 強化プラスチック製配管

液体の危険物を取り扱う配管及び通気管には、強化プラスチック製配管（以下「FRP配管」という。）は、次により使用することができます。

（ア）設置場所

- a 火災等による熱により悪影響を受けるおそれがないよう地下に直接埋設すること。
- b 蓋を鉄製、コンクリート製又はこれらと同等以上の不燃材料とした地下ピットに設けることができる。ただし、自動車等の通行するおそれのある場所に蓋を設ける場合には、十分な強度を有するものであること。

- (イ) 取り扱うことができる危険物
 - a 自動車ガソリン JIS K 2202
 - b 灯油 JIS K 2203
 - c 軽油 JIS K 2204
 - d 重油 JIS K 2205
 - e その他配管を容易に劣化させるおそれがないもの

(ウ) 配管・継手の材質等は、次のとおりとすること。

- a 管及び継手は、JIS K 7013「繊維強化プラスチック管」附属書2「石油製品搬送用繊維強化プラスチック管」及びJIS K 7014「繊維強化プラスチック管継手」附属書2「石油製品搬送用繊維強化プラスチック管継手」に定める基準に適合するもので、使用圧力及び取り扱う危険物の種類等の使用条件に応じて、適切に選択されるものであること。
- b 呼び系100A以下のものであること。

(2) 接続方法

ア FRP配管相互の接続は、JIS K 7014「繊維強化プラスチック管継手」附属書3「石油製品搬送用繊維強化プラスチック管継手の接合」に規定する突合せ接合、重ね合わせ接合又はフランジ継手による接合としてください。

なお、突合せ接合は、重ね合わせ接合又はフランジ継手による接合に比べて高度の技術を要することから、施工上突合せ溶接でしか施工できない箇所以外の接合箇所は、重ね合わせ接合又はフランジ継手としてください。

(※)

イ FRP配管と金属製配管との接続は、原則としてフランジ継手による接合としてください。ただし、接合部分の漏えいを目視により確認できる措置を講じた場合には、トランジション継手による重ね合わせ溶接とすることができます。この場合、危険物保安技術協会の性能評価を受けたFRP用トランジション継手については、接合部分の漏えいを目視により確認できる措置は要しません。

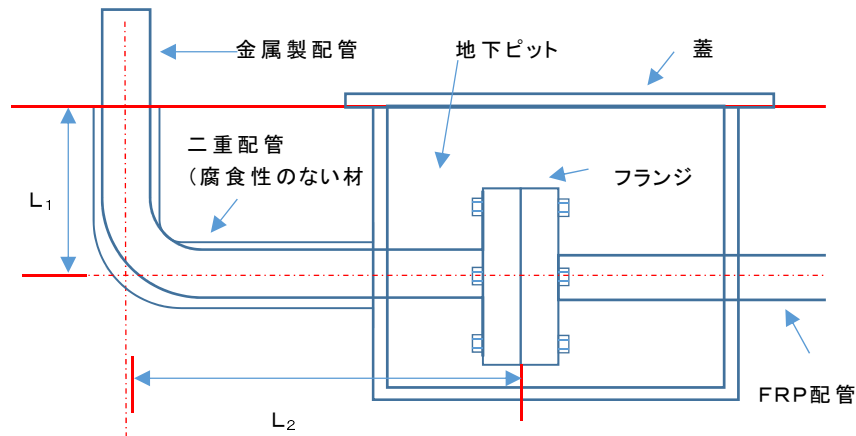
ウ 接合に要する接着剤は、FRP配管の製造会社により異なることから、製造会社が指定するものであることを確認してください。

また、突合せ接合には、接合部の強度を保持させるため、ガラステープ(幅75mm)を巻く場合には、呼び径が50A以下で概ね15巻き、呼び径が50Aを超えるもので概ね18巻きとしてください。(※)

エ 突合せ接合又は重ね合わせ接合は、条例第31条の2第2項第9号オに規定する「溶接その他危険物の漏えいするおそれがないと認められる方法により接合されたもの」に該当するものであること。一方、フランジ継手による接合は、当該事項に該当しないものであり、接合部分からの危険物の漏えいを点検するため、地下ピット内に設置する必要があります。

オ 地上に露出した金属製配管と地下のFRP配管を接続する場合には、次のいずれかの方法としてください。

- (ア) 金属製配管について、地盤面から65cm以上の根入れ(管長をいう。)をとり、地下ピット内でFRP配管に接続すること。ただし、危険物保安技術協会の性能評価を受けたFRP用トランジション継手については、地下ピットを設ける必要はない。



- ◆ $L_1 + L_2 \geq 65 \text{ cm}$ とすること。
- ◆ 金属製配管の埋設部分は、腐食性のない材質により二重配管とすること。

(イ) 金属製配管について、耐火板により地上部と区画した地下ピット内において耐火板から 120 mm 以上離れた位置で強化プラスチック製配管に接続すること。

なお、施工にあたっては次の点に留意すること。

- a 地上部と地下ピットを区画する耐火板は次表に掲げるもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとする。

耐火板の種類	規格	必要な厚さ
ケイ酸カルシウム板	JIS A 5430「繊維強化セメント板」	25 mm 以上
石膏ボード	JIS A 6901「石膏ボード製品」	34 mm 以上
A L C 板	JIS A 5416「軽量気泡コンクリートパネル」	30 mm 以上

b 耐火板の金属製配管貫通部のすき間を金属パテ等で埋めること。

c 耐火板は、火災発生時の消火作業による急激な温度変化により損傷することを防止するため、鋼製の板等によりカバーを設けること。

カ FRP 配管と他の機器との接続部分において、FRP 配管の曲げ可とう性が地盤変位等に対して十分な変位追従性を有さない場合には、金属製可とう管を設置し接続すること。

キ FRP 配管に附属するバルブ、ストレーナー等の重量物は、直接 FRP 配管が支えない構造であること。

ク FRP 配管の接合は、適切な技能を有する者により施工されるか、又は適切な技能を有する者の管理下において施工されるものであること。

(3) 埋設方法

ア FRP 配管の埋設深さ（地盤面から配管の上面までの深さをいう。）は、次のいずれかとしてください。

(ア) 地盤面を無舗装、碎石敷き又はアスファルト舗装とする場合、60 cm 以上の埋設深さとする。

(イ) 地盤面を厚さ 15 cm 以上の鉄筋コンクリート舗装とする場合、30 cm 以上の埋設深さとする。

イ 掘削面に厚さ 15 cm 以上の山砂又は 6 号碎石等（単粒度碎石 6 号又は 3 ~ 20 mm の碎石（砂利を含む。）をいう。以下同じ。）を敷き詰め、十分な支持力を有するよう小型ビブロプレート、タンパー等により均一に締

め固めを行うこと。

ウ FRP配管を並行して設置する際は、相互に10cm以上の間隔を確保すること。

エ FRP配管を埋設するには、応力の集中等を避けるため、以下の点に留意すること。

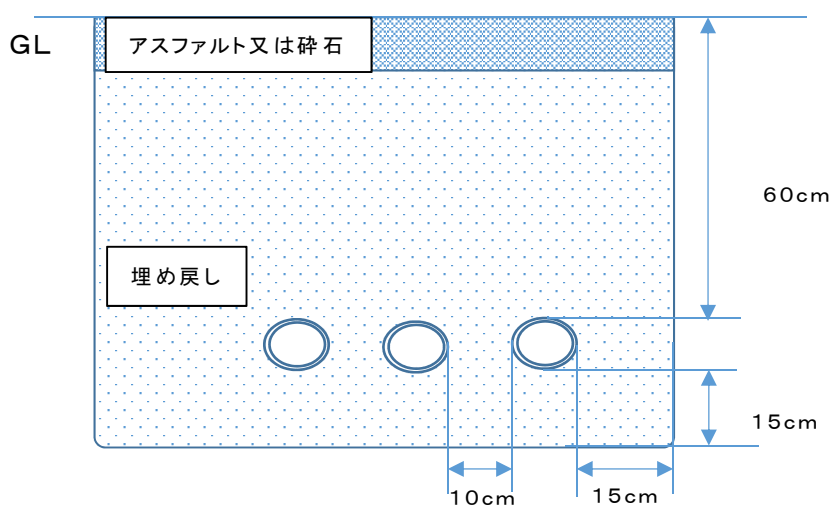
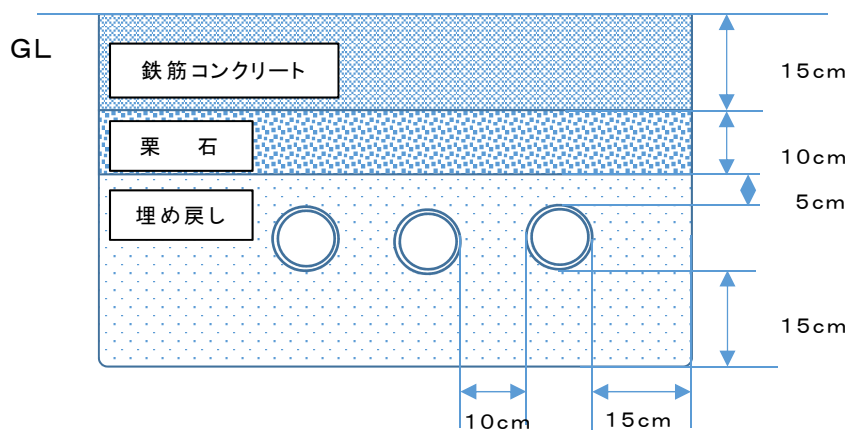
(ア) 枕木等の支持材を用いないこと。

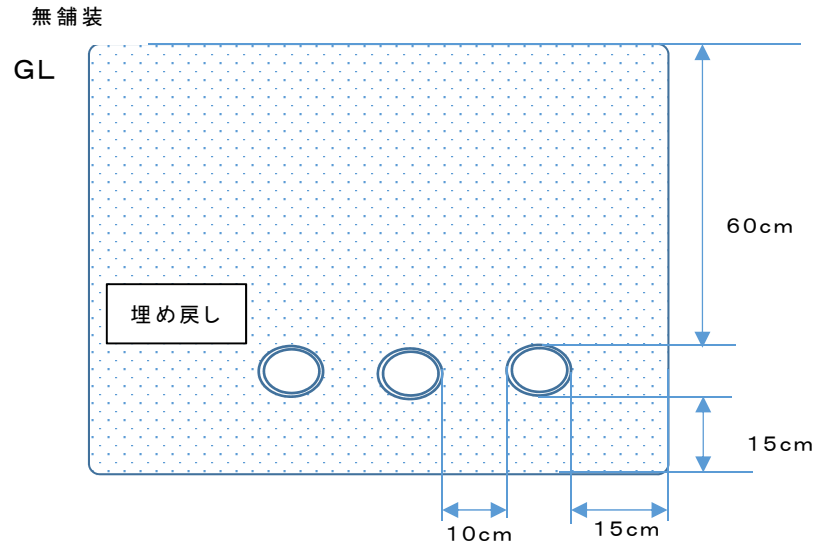
(イ) 芯出しに用いた仮設材は、埋め戻し前に撤去すること。

(ウ) 配管がコンクリート構造等と接触するおそれのある部分は、FRP配管にゴム等の緩衝材を巻いて保護すること。

オ FRP配管の上面より5cm以上の厚さを有し、かつ、舗装等の構造の下面に至るまで山砂又は6号砕石等を用い埋め戻した後、小型ビブロプレート、タンパー等により締め固めを行うこと。

施工時には、FRP配管を50kPaに、敷設後に350kPaに加圧(加圧して使用するFRP配管は、最大常用圧力の1.5倍の圧力とする。)し、漏れを確認する。





(4) 可動部分に高圧ゴムホースを用いる場合

使用場所周囲の温度又は火気の状況、ゴムホースの耐油、耐圧性能、点検の頻度等を総合的に判断し、安全性が確認できる場合に限り認めることができます。

(5) 水圧試験

ア 原則として配管をタンク等へ接続した状態で行ってください。ただし、タンク等へ圧力をかけることができない場合にあっては、その接続部直近で閉鎖して行ってください。

イ 自然流下により危険物を送る配管にあっては、最大背圧を最大常用圧力とみなして行ってください。

(6) 配管の腐食防止

ア 地上に設置する配管の腐食を防止するための措置は、サビ止め塗装を行ってください。ただし、JIS G 3452（配管用炭素鋼鋼管）のうち白管、JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）、JIS H 4080（アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管）、JIS H 4090（アルミニウム及びアルミニウム合金溶接管）、JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼鋼管）及びJIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼鋼管）の配管材料を使用する場合並びに配管を加熱、冷却、保温又は保冷等をする場合において、外側を鋼製の物質で保護する場合は、配管の外側の腐食を防止するための塗装を省略することができます。

イ 地下に設ける配管の腐食を防止するための措置は、次に掲げる方法により行ってください。ただし、合成樹脂製フレキシブル配管、強化プラスチック製配管等の腐食するおそれがないものは、塗覆装又はコーティングを要しません。

なお、容易に点検できるピット内（ピット内に流入する土砂、水等により腐食するものを除く。）の配管、あるいは配管を建築物内等の地下に設置する場合で、埋設されるおそれがなく、かつ、容易に点検できるものは、前アによることができます。

(ア) 硬質塩化ビニルライニング鋼管（キーロンパイプ）

配管にポリエステル系接着剤を塗布し、その上に厚さ1.6mm以上の硬質塩化ビニルを被覆したもの（S53.5.25消防危第69号質疑）

(イ) ペトロラタム含浸テープ被覆

配管にペトロラタムを含浸したテープを厚さ2.2mm以上となるように密着して巻きつけ、その上に接着性ビニルテープで0.4mm以上巻きつけ保護したもの（S54.3.12消防危第27号質疑）

(ウ) ポリエチレン熱収縮チューブ

架橋ポリエチレンを外層材とし、その内側にゴム・アスファルト系の粘着材を塗布したチューブを配管に被覆した後、バーナー等の加熱器具で加熱し、2.5mm以上の厚さで均一に収縮密着したもの（S55.4.10消防危第49号質疑）

(エ) ナイロン12樹脂被覆

配管にプライマーを塗布し、さらにナイロン12を0.6mmの厚さで粉体塗装したもの（S58.11.14消防危第115号質疑）

(オ) 塗覆装材として、ウィングW-5及びポリエステルスパンボンドを厚さ2mmに施工した場合、告示で定めるこれと同等以上の防食効果を有するものとは認められない。（S58.12.23消防危第140号質疑）

ウ 電氣的腐食のおそれのある場所に設置する配管にあつては、次のいずれかの電気防食を行ってください。（※）

(ア) 流電陽極方式

異種金属管の電位差を利用して防食電流を得る方式のもので、流電陽極としては、鉄より電位の低い金属（アルミニウム、マグネシウム、亜鉛等）が使用され、防食電流の流出に伴い、陽極が消耗するもので防食年限に応じた大きさの陽極を埋設するものとする。

(イ) 外部電源方式

直流電源を設け、そのプラス極に接続された不溶性電極（高硅素鉄、黒鉛、磁性酸化鉄等）から土壌を通じてマイナス極に接続された防食配管に連続して防食電流を供給する方式とする。

(ウ) 選択排流方式

埋設配管と電鉄帰線等との間に排流を接続して、埋設配管に流れる迷走電流をレールの方へ戻し、逆にレールから配管の方へ流れる電流を遮断する方式とする。

エ 流電陽極方式及び外部電源方式は、次により設けてください。

(ア) 陽極及び不溶性電極の位置は、防食対象物の規模及び設置場所における土壌の比抵抗等周囲環境を考慮し、地下水位以下の位置、地表面近くの位置等において均一な防食電流が得られるように配置する。

(イ) リード線に外部からの損傷を受けるおそれのある場合は、鋼管等で保護する。

(ウ) 電位測定端子は、概ね200m（200m未満の場合は1箇所）ごとに設ける。

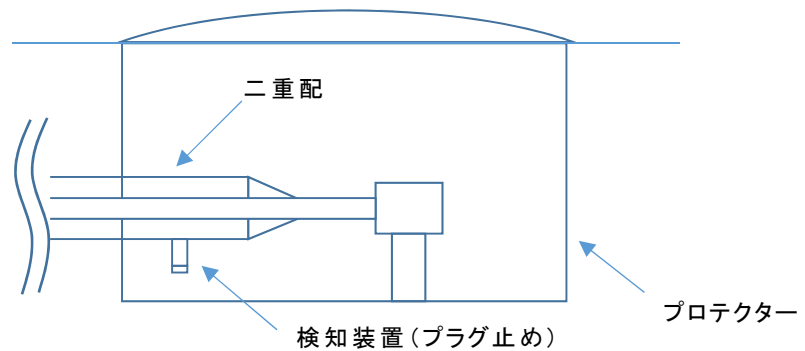
(エ) 防食対象物と他の工作物とは、電氣的に絶縁する。

オ 危告示第4条第1号の「過防食による悪影響を生じない範囲内」とは、配管（鋼管）の対地平均電位が-2.0Vより負とならない範囲をいいます。

(7) 地下に設置する配管から危険物の漏えいを点検できる措置

「漏えいを容易に点検することができる措置」には、次による方法があります。

◆ 地下埋設配管を二重管とし、検知装置を設ける方法



(8)「上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかからないよう保護する」には、コンクリート等のピットに設置する等の措置があります。

第2 屋外の貯蔵取扱所の技術上の基準（条例第31条の3第2項）

1 周囲の空地、防火上有効な塀（第1号）

危険物を貯蔵又は取扱う場所には、排水溝、さく、縁石等のほか、地盤面にタイル、びょう、テープ、塗料等で線を引くなど貯蔵又は取扱う範囲を明確にしてください。

(1)「空地を保有する」場合は、次のとおりです。

ア 危険物を取り扱う設備、装置等（危険物を取り扱う配管その他これに順ずる工作物を除く。）は、当該設備を水平投影した外側を起点として必要な幅を保有すること。

イ 容器による貯蔵等は、前アの境界を起点として必要な幅を保有すること。

ウ 地盤は平坦（流出防止措置部分を除く。）であり、かつ、軟弱でないこと。

エ 原則として、空地内には延焼の媒体となるもの、初期消火活動に支障となるものは設けないこと。（危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設の維持管理及び消防活動上支障とならない草木類及び高さ50cm以下の常緑の樹木を除く。）

オ 第2類の危険物のうち、硫黄又は硫黄のみを含有するものを貯蔵し、又は取り扱う場合は、その空地の幅を1/2まで緩和できること。

カ 設置場所が河川に面する等立地条件が防火対象物上有効である場合の空地の取扱いは、上記によらないことができる。

(2)「防火上有効な塀」とは、次のとおりです。

ア 材質は、条例第3条第1項第1号に掲げる不燃材料（以下、「不燃材料」という。）であること。

イ 高さは1.5m以上とすること。ただし、貯蔵又は取扱いに係る施設の高さが1.5mを超えるものである場合は、当該施設の高さ以上とすること。

ウ 幅は、空地を保有することができない部分を遮へいできる範囲以上とすること。

エ 構造は、風圧及び地震等の震動により容易に倒壊、破損等しないものであること。

(3)「開口部のない防火構造（建基法第2条第8号に規定する防火構造をいう。以下同じ。）の壁又は不燃材料で造った壁」の取扱いは次のとおりです。

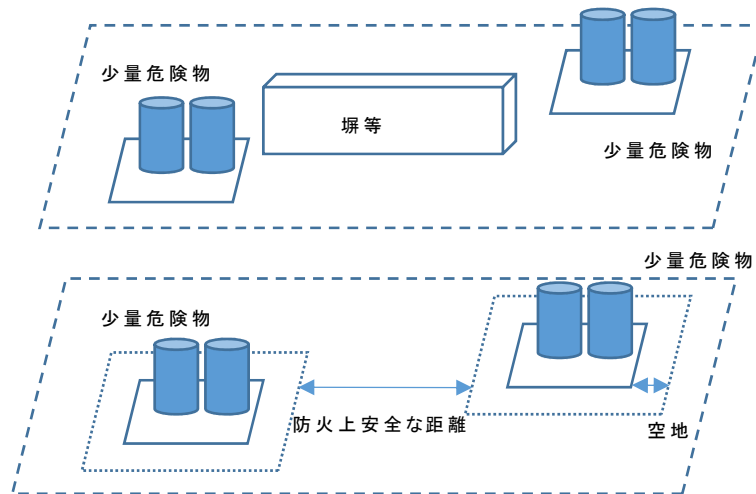
- ア 高さは、地盤面から当該施設が面するまでの高さであること。
- イ 幅は、空地を保有することができない部分を遮へいできる範囲以上とすること。
- ウ 底を設ける場合は、当該壁と同等以上の防火性能を有すること。

(4) 同一場所の扱い

危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の範囲については、次の例のとおりです。

ア 容器又は設備により貯蔵し、又は取り扱う場合

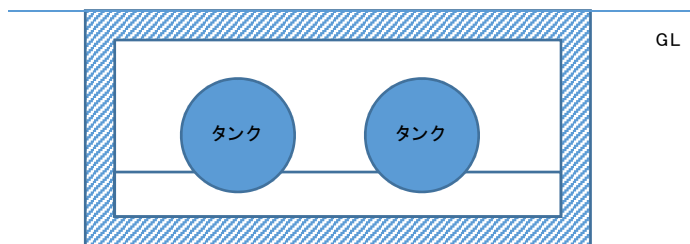
原則として敷地ごととします。ただし、施設相互間が耐火構造の建築物又は塀等で防火上有効に隔てられている場合、又は防火上安全な距離を有する場合など各施設が独立性を有していると認められる場合は、それぞれの施設ごととする。



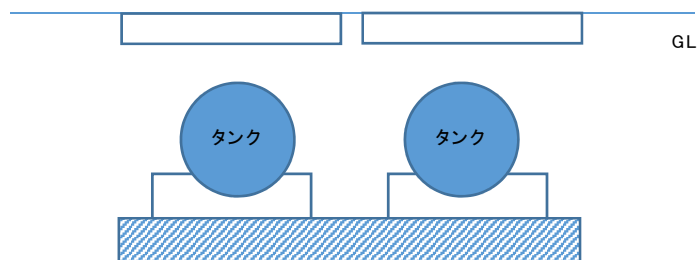
イ タンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合

原則としてタンクごととする。ただし、地下タンクで次のいずれかに該当する場合は、一の地下タンクとする。

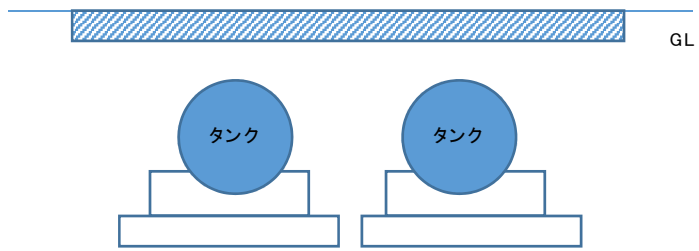
(ア) 同一のタンク室内に設置されている場合



(イ) 同一の基礎上で設置されている場合

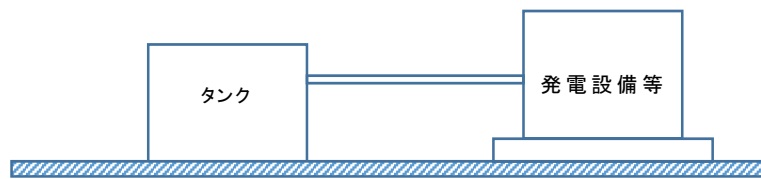


(ウ) 同一のふたで覆われている場合



ウ タンクと設備が同一工程の場合

貯蔵及び取扱いが同一工程である場合は、同一工程ごととすることができる。



2 液状の危険物を取り扱う設備（第2号）

(1) 「危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置」については、次のとおりです。

ア 危険物を取り扱う設備の周囲の地盤面に排水溝等を設ける場合

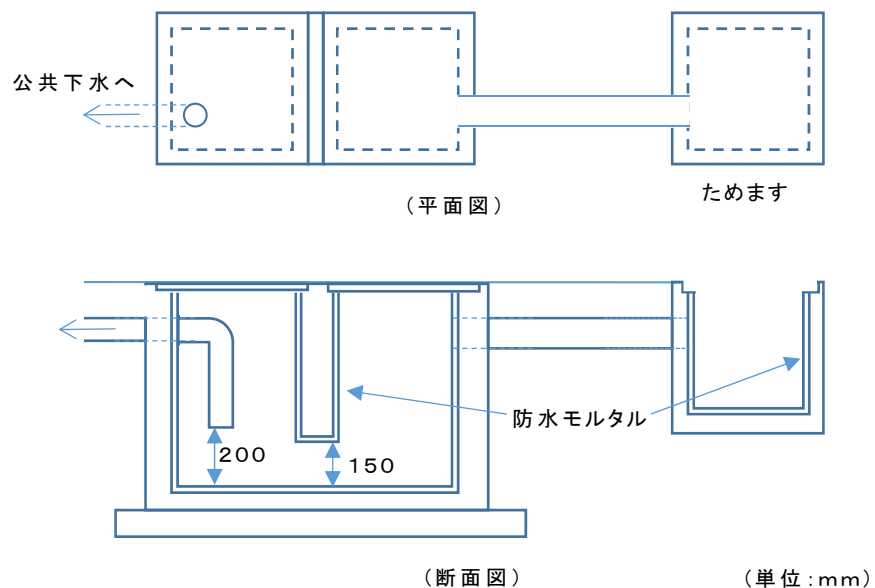
イ 危険物を取り扱う設備の架台に有効なせき又は囲いを設ける場合

ウ パッケージの形態を有し、危険物の流出防止に同等の効果と認められる場合

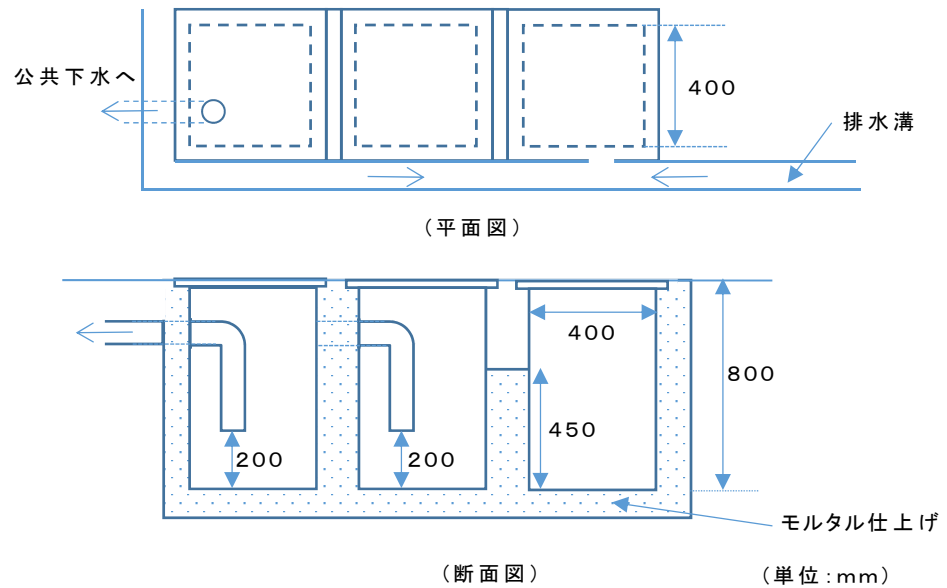
(2) 「危険物が浸透しない材料」とは、コンクリート、金属板等で造られたものとし、その範囲は、しきい又はせきにより囲まれた部分とします。

(3) 「ためます又は油分離装置」とは、次の例によります。

ア ためますと油分離装置が別々の場合



イ ためますを含めた油分離装置の場合



3 架台（第3号）

- (1) 「堅固に造る」とは、架台の自重及び貯蔵する危険物等の重量に対して十分な強度を有し、かつ、地震動等により座屈を生じない構造としてください。
- (2) 架台は、地震動等により容易に転倒しないよう、堅固な基礎、床面又は壁面等に固定してください。
- (3) 架台には、収納した危険物が容易に転倒、落下又は破損しない措置を講じてください。

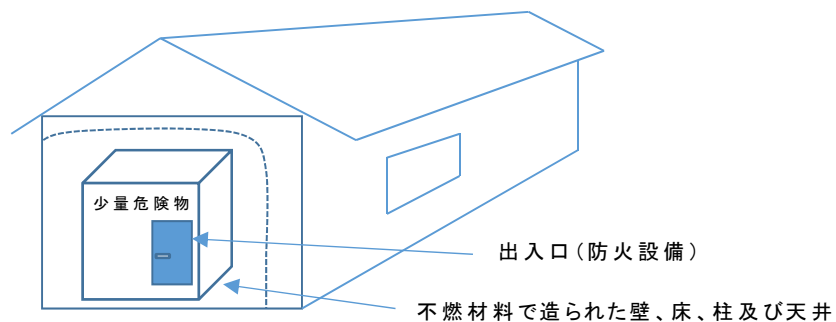
第3 屋内の貯蔵取扱所の技術上の基準（条例第31条の3の2第1項）

1 室の構造（第1号）

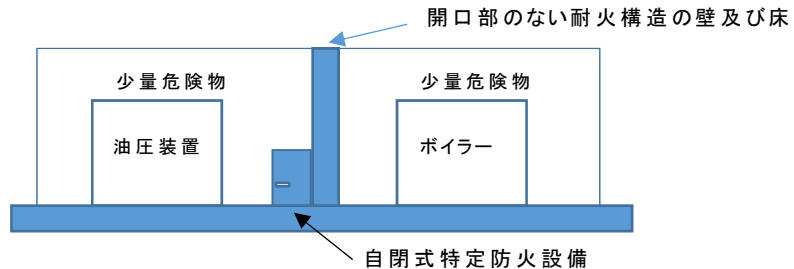
屋内において、少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の「壁、柱、床及び天井は不燃材で造られ、又は覆われたもの」とする範囲は、原則として建築物全体とします。ただし、次に掲げる場合は、それぞれに示す場所ごとに取り扱う場所とすることができます。

- (1) 危険物を取り扱う設備（吹付け塗装用設備、洗浄作業用設備、焼入れ作業用設備、ボイラー又はバーナー等消費設備、油圧装置、潤滑油循環装置等）の場合は次のア又はイによること。

ア 危険物を取り扱う設備を設置する部分が、壁、床、柱及び天井（天井がない場合は屋根）を不燃材料で造り、かつ、出入口（防火設備としたものに限る。）以外の開口部（換気ダクトを除く。）を有しない構造で他の部分と区画（以下、「不燃区画」という。）されている場所に設置される場合。

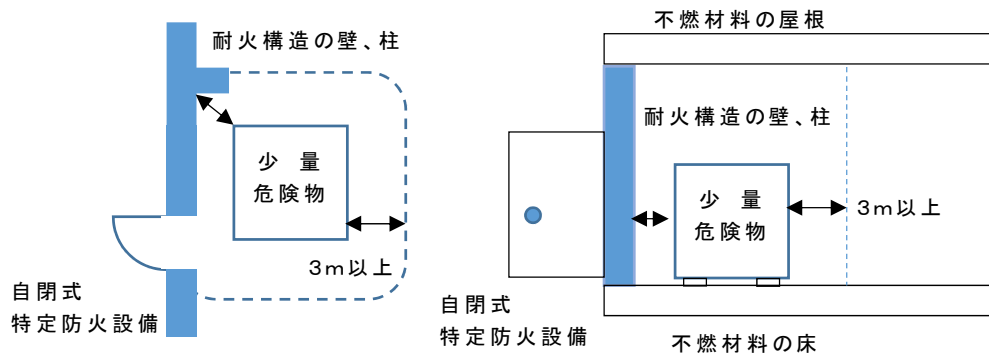


なお、不燃区画とした場合であっても、少量危険物貯蔵取扱所を連続（隣接）して設けることはできないものであること。ただし、少量危険物貯蔵取扱所相互に隣接する壁（出入口（随時あけることができる自動閉鎖の特定防火設備（以下、「自閉式特定防火設備」という。）が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び床を耐火構造とした場合は、この限りでない。



イ 危険物を取り扱う設備（危険物を送油するための配管、ストレーナー、流量計（ポンプを除く。）等の附属設備を除く。）の周囲に幅3m以上の空地が保有されている場合。

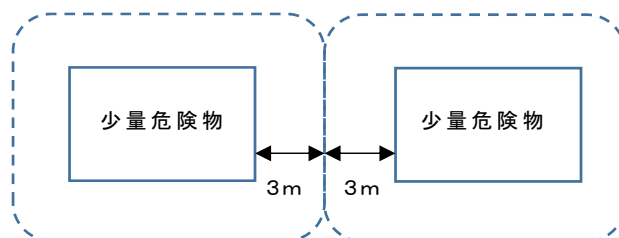
（ア）当該設備から3m未満となる建築物の壁（出入口以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地が保有されていること。ただし、建築物の壁に自閉式特定防火設備が設けられているものについては、この限りでない。



（イ）空地は、上階がある場合にあっては上階の床又は天井（天井がない場合は小屋裏）までをいう。空地の上方に電気配線、ダクト等が通過する場合は、火災の実態危険のないものであること。

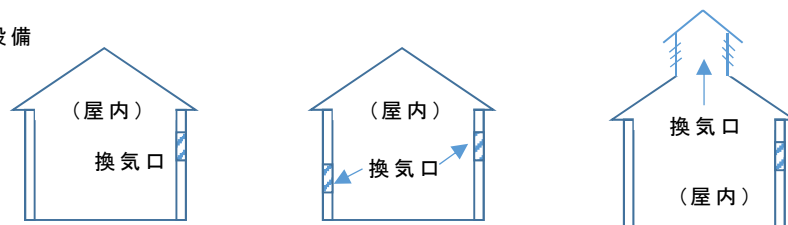
（ウ）保有空地の範囲をペイント、テープ等により明示するよう努めること。（※）

（エ）複数の少量危険物貯蔵取扱所を設ける場合において、空地が重複することがないように設けること。



- (2) 容器又はタンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合は、不燃区画を設けること。
 - (3) 百貨店等で化粧品等の商品を陳列販売する場合は、階ごとに防火上有効に区画された場所とすること。
 - (4) 大学、研究所その他これらに類する施設において実験等を行う場合は、次のいずれかによること。
 - ア 不燃区画
 - イ 階ごとに防火上有効な区画がされている場所
 - ウ 建基令第112条第1項の規定による防火区画
 - エ 建基令第112条第9項の規定による防火区画
 - (5) 共同住宅等において、貯蔵し、又は取り扱う場合（階層住宅等の燃料供給施設を含む。）は、管理権限ごととする。
- 2 防火戸（第2号）
「防火戸」とは、防火設備をいいます。
- 3 危険物の浸透防止、傾斜、ためます（第3号）
- (1) 「危険物が浸透しない構造」とは、コンクリート、金属板等で造られたものをいい、その範囲は、しきい又はせきにより囲まれた部分をいいます。
 - (2) 「適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設ける」とは、壁、せき、排水溝等と組み合わせて、漏れた危険物を容易に回収できるものをいいます。
- 4 採光、照明及び換気（第5号）
- (1) 「必要な採光、照明の設備」とは、次によります。
 - ア 照明設備が設置され、十分な照度を確保している場合にあっては、採光を設けないことができる。
 - イ 危険物の取扱いが出入口又は窓等により十分に採光がとれ、昼間のみに行われる場合は、照明設備を設けないことができる。
 - (2) 「必要な換気の設備」とは、次の例図のようなものがあります。

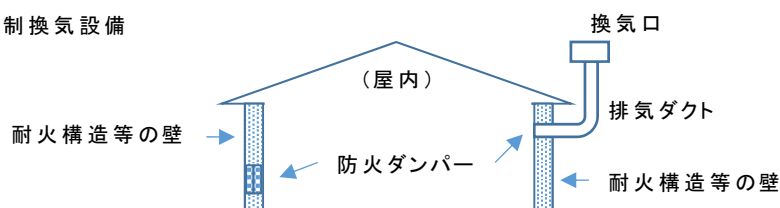
例図：自然換気設備



なお、換気設備には、自然換気設備（給気口と排気口により構成されるもの等）、強制換気設備（給気口と回転式又は自動強制排風機により構成されるもの等）があります。

- ア 強制換気設備又は自動強制換気設備により、室内の空気を有効に置換することができるので、かつ、室温が上昇するおそれがない場合は、換気設備を併設する必要はない。
- イ 耐火構造等の壁にある換気口には温度ヒューズ付きの防火ダンパーを設けること。

例図：強制換気設備



5 可燃性蒸気排出設備（第6号）

(1) 「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合」とは、次に掲げる場合が該当します。

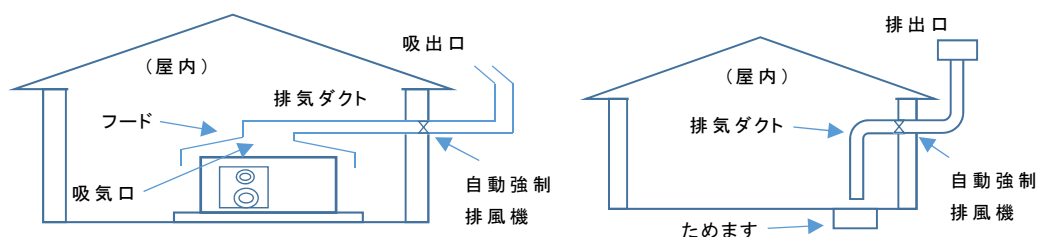
ア 第2章第1節第24(3)及び(4)による可燃性の蒸気、可燃性のガス及び可燃性の微粉を貯蔵し、又は取り扱う場合

イ 引火点が40℃以上の危険物を引火点以上の状態で貯蔵し、又は取り扱う場合

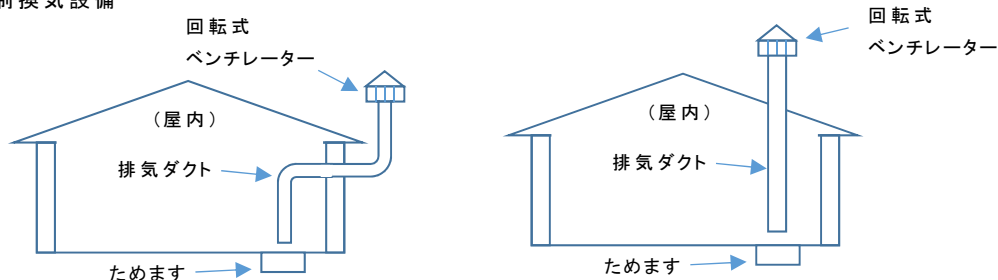
(2) 「屋外の高所」とは、地上2m以上の高さで、かつ、建築物の窓等の開口部及び火を使用する設備等の給排気口から1m以上離れている場所をいいます。

(3) 「排出する設備」とは、次によります。

自動強制換気設備



強制換気設備



この場合、耐火構造としなければならない壁及び危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所と他の部分を区画する不燃材料で造った壁を貫通する場合は、当該貫通部に温度ヒューズ付防火ダンパーを設ける必要があります。ただし、当該ダクトが1.5mm以上の厚さの鋼板で造られ、かつ、防火上支障のないものである場合は、防火ダンパーを設けなくても構いません。

第4 タンク（地下タンク及び移動タンクを除く。）の貯蔵取扱所の技術上の基準（条例第31条の4第2項）

1 タンクの空地

(1) 屋外タンク

2以上の屋外タンクを隣接して設置する場合は、屋外タンク相互間に1m以上の空地を保有し、それぞれのタンクを一の貯蔵場所とします。この場合のタンクに接続する配管は、他のタンクに接続される配管と共有することができます。

屋外タンクとタンク以外の屋外の少量危険物貯蔵取扱所を隣接して設置する場合は、屋外タンクと少量危険物貯蔵取扱所の境界線との間に2m以上の空地を保有することとします。ただし、防火上有効な塀を設けた場合は、この限りではありません。

(2) 屋内タンク

2以上のタンクを同一屋内に設置する場合は、タンクに接続する配管の共有無にかかわらず一の貯蔵場所とします。この場合、次の空気を保有してください。(※)

ア タンクと壁又は工作物等（ボイラーを除く。）との距離は、タンクと壁又は工作物等の間に点検等を行う必要な空間（概ね30cm以上）を確保してください。

イ ボイラー等を併設する場合は、前アによるほか、タンクとボイラー等のたき口との水平距離を2m以上確保するか、タンクとボイラー等のたき口との間に、タンク頂部まで達する高さの防火上有効な遮蔽を設けてください。この場合、遮蔽とタンク及びボイラーとの間に点検が容易に行える間隔を保つようにしてください。

2 タンク本体の板厚（第1号）

(1) 「表に掲げる厚さの鋼板」とは、JIS G 3101一般構造用圧延鋼材SS400に示すものです。

(2) 「これと同等以上の機械的性質を有する材料」とは、次の式により算出された数値以上の厚さとします。

$$t = 400 / \sigma \times t_0$$

t：使用する金属板の厚さ（mm）

σ ：使用する金属板の引張強さ（N/mm²）

t₀：タンク容量の区分に応じた鋼板の厚さ（mm）

※ σ は以下のとおり

材質	JIS記号	σ 引張強さ
一般圧延鋼板	SS400	400
ステンレス鋼板	SUS304	520
	SUS316	
アルミニウム合金板	A5052P-H34	235
	A5083P-H32	315
アルミニウム板	A1080P-H24	85

3 タンクの固定（第2号）

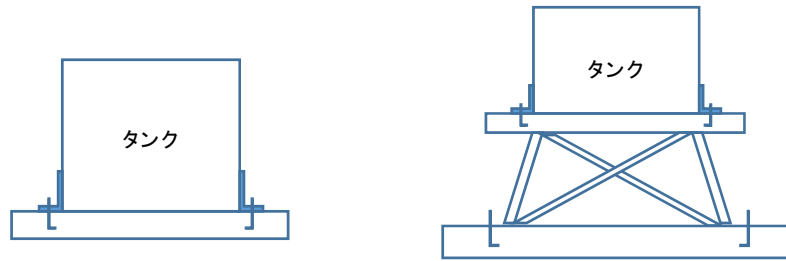
(1) 基礎は、鉄筋コンクリートで造らなければなりません。ただし、べた基礎（平面形状がはり形基礎、独立基礎でない基礎）の場合は、無筋コンクリート造とすることができます。

(2) 架台は、不燃材料で造り、タンクが満油状態のときの荷重を十分支えることができ、かつ、地震動時の振動に十分耐えることができる構造としてください。

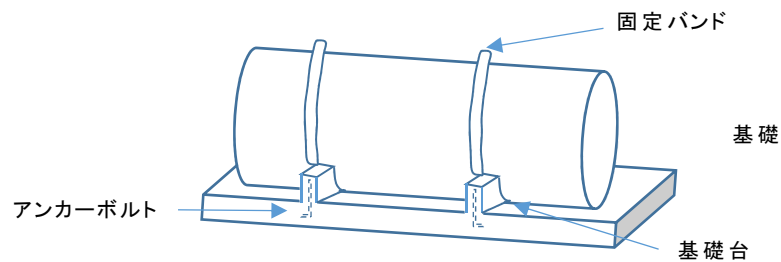
(3) 架台の高さは、地盤面上又は床面上から3m以下とする。

(4) タンクをコンクリート等の基礎又は架台上に固定する場合は、次の例によります。

ア タンク側板には固定用板を溶接し、その固定用板をアンカーボルト等で固定する。アンカーボルトは、引抜力、せん断力を考慮して選定する。



イ タンクを直接基礎に固定することなく、締付バンド及びアンカーボルト等により間接的に固定する。この場合において、バンド及びアンカーボルト等には、さび止め塗装がされていること。



4 安全装置及び通気管（第4号）

(1) 安全装置

「圧力タンクによる有効な安全装置」とは、第2節 第15(2)によります。

(2) 通気管

ア 管の内径は、20mm以上とすること。

イ 先端の位置は、地上2m以上の高さとし、かつ、建築物の窓等の開口部又は火を使用する設備等の給排気口から1m以上離すこと。

ウ 先端の構造は、雨水等が浸入を防ぐものとする。

エ 滞油するおそれがある屈曲をさせないこと。

5 引火の防止措置（第5号）

「引火を防止するための措置」とは、通気管の先端に40メッシュ程度の銅網若しくはステンレス網を張るか、又はこれと同等以上の引火防止性能を有する方法をいいます。

6 自動表示する装置（第6号）

「危険物の量を自動的に表示する装置」には、次の例によるものがあります。

(1) 上部計量口による場合で、厚さ2mm以上の鋼板で造られたふた又はこれと同等以上の強度を有するふたが設けられているもの。

(2) フロートゲージ（フロートスイッチを含む。）による場合で、金属製等のフロートを用いたもの。

7 注入口（第7号）

(1) 「火災予防上支障のない場所」とは、次の場所をいいます。

ア 火気を使用する場所と防火上有効に遮蔽された場所

イ 引火点40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの注入口にあっては、当該危険物の蒸気の滞留するおそれのある階段、ドライエリア等を避けた位置

(2) 注入口を他の屋外タンク貯蔵所等の注入口と併設する場合は、注入口のふたに容易に識別でき、かつ、容易に消えない方法で表示してください。

(3) 注入口又はタンク直近に設ける弁（バルブ、コック等）は、金属製のものであり、かつ、漏れのない構造としてください。

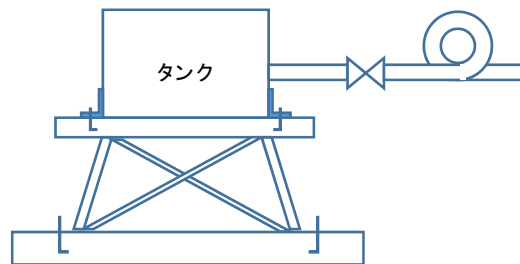
8 緩衝装置（第9号）

「地震等により当該配管とタンクとの結合部に損傷を与えない」装置は、次によります。

- (1) 配管結合部の直近に可とう管継手を設けること。この場合において、当該継手は、耐熱性を有し、かつ、地震動等により容易に離脱しないものであること。
- (2) 可とう管継手のうち、ベローズ形伸縮継手を用いる場合は、次表の左欄に掲げる管の呼び径に応じ、同表の右欄に掲げる長さを有するものとします。

管の呼び径（A）	長さ（mm）
25未満	300
25以上 50未満	500
50以上	700

- (3) 配管が著しく細く、可とう管継手を設けることができない場合にあつては、当該配管のタンク直近部分を内径200mm以上のループ状とする等の措置を講じてください。



9 流出防止措置（第10号）

- (1) 「液体の危険物」には、第4類以外の液体の危険物も含まれます。
- (2) 「危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置」とは、次のとおりとしてください。

ア タンクの周囲にコンクリート、鋼板製で造られたもの、又は鉄筋コンクリートブロック造のもので、亀裂、損傷等により危険物が地中等に浸透しない構造で造られた流出どめが設けられていること。

イ 前アの流出どめは、タンクの側板から0.5m以上離れていること。

ウ 前アの流出どめは、タンクの全容量以上を収納できるものとする。なお、一の流出どめに二以上のタンクがある場合は、容量が最大となるタンクの全容量以上を収納できればよい。

エ 流出どめ内の地盤面は、コンクリート等の遮油性を有する不燃材料で被覆すること。

オ 流出どめに、水抜口を設ける場合は、弁付きのものとする。

カ 条例第31条の3第2項第1号による「防火上有効な扉」または同号ただし書きによる「開口部のない耐火構造若しくは防火構造の壁又は不燃材料で造った壁」により、有効に危険物の流出を防止できる場合は、当該扉又は壁を流出どめとして取り扱うことができる。

- (3) 流出どめ内には、当該流出どめ内に存するタンクに附随する設備（配管を含む。）以外の設備は設置できません。

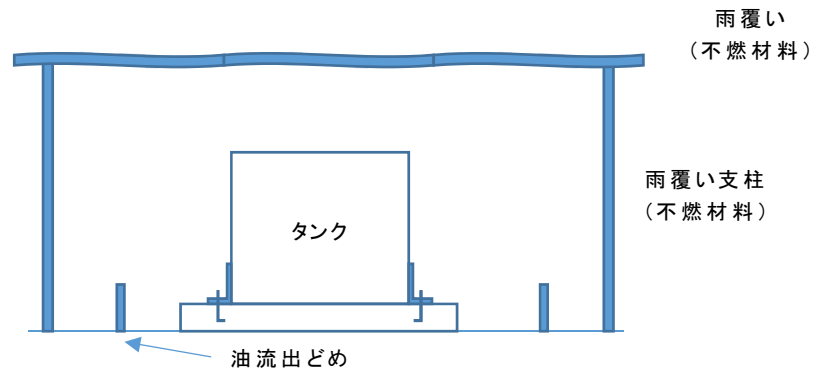
(4) ポンプ設備は、原則として流出どめの外に設けてください。

1 0 底板の腐食防止措置 (第 1 1 号)

「底板の外面の腐食を防止するための措置」には、地盤面の表面にアスファルトサンド、アスファルトモルタルを敷設するか、又は底板の外面にコーラタールエナメル等の塗装を施す方法があります。

1 1 雨覆い等

タンクに雨覆い等を設ける場合には、不燃材料とし、タンクの周囲には点検できる十分な空間を保有してください。



第 5 地下タンクの貯蔵取扱所の技術上の基準 (条例第 3 1 条の 5 第 2 項)

1 タンク室 (第 1 号)

(1) 「コンクリート造等のタンク室」とは、次の構造を満たすものをいいます。

ア 側壁及び底は、厚さ 0.2 m 以上のコンクリート造のもの又はこれと同等以上の強度を有する鉄筋コンクリート造のものであること。

イ ふたは、厚さ 0.2 m 以上の鉄筋コンクリート造のもの又はこれと同等以上の強度を有する不燃材料で造られたものとする。ただし、ふたの厚さについては、自動車の荷重がかかるおそれのない等、安全上支障がないと認められる場合には、この限りでない。

(2) 「危険物の漏れを防止することができる構造」とは、適当な防水の措置を講じた厚さ 15 cm (側方及び下方にあっては、30 cm) 以上のコンクリートで被覆した構造 (危令第 1 3 条第 3 項に準じた構造。) とすること。

(3) ただし書き及び前 (2) のほか、二重殻タンク (危令第 1 3 条第 2 項に準じた構造。) 又は同条第 4 号によるガラス繊維強化プラスチック (FRP) タンクを設置する場合は、前 (1) の構造によらないことができる。

2 タンクに直接荷重のかからない構造 (第 2 号)

ふたのほか、ふたの上部に車両等の荷重が加えられても直接タンクにその重量が加わらないように、鉄筋コンクリートの支柱又は鉄筋コンクリート管を用いた支柱によってふたを支える等の方法があります。

3 固定 (第 3 号)

「堅固な基礎の上に固定」とは、締付バンド及びボルト等により固定することをいいます。

4 タンク本体の構造 (第 4 号)

(1) 「同等以上の強度を有する金属板」とは、次の式により算出された数値以上の厚さとします。

$$t = 400 / \sigma \times 3.2$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)

σ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm²)

※ σ は以下のとおり

材質	J I S 記号	σ 引張強さ
一般圧延鋼板	SS400	400
ステンレス鋼板	SUS304	520
	SUS316	
アルミニウム合金板	A5052P-H34	235
	A5083P-H32	315
アルミニウム板	A1080P-H24	85

(2) 「同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチック（以下、「FRP」という。）」とは、次の構造をいいます。

なお、危険物保安技術協会の認定品は、同等以上の性能を有するものとして扱って支障ありません。

ア FRPの材質等

(ア) 樹脂は、JIS K 6919「繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂」に適合する樹脂（UP-CM）又はこれと同等以上の性能（耐薬品及び機械的強度）を有する樹脂が用いられているとともに、当該JIS規格に適合しているものであること。

(イ) 強化材は、JIS R 3411「ガラスチョップドストランドマット」、JIS R 3412「ガラスロービング」、JIS R 3413「ガラス系」、JIS R 3415「ガラステープ」、JIS R 3416「処理ガラスクロス」又はJIS R 3417「ガラスロービングクロス」に適合するガラス繊維のいずれか又はこれらが組み合わされて使用されているとともに、当該JIS規格に適合しているものであること。

(ウ) タンクに使用する着色材・安定剤は、樹脂及び強化材の品質に悪影響を与えないとともに、材料試験等により耐薬品性を有していることが確認されていること。

イ FRPタンクの安全な構造

FRPタンクは、次に掲げる荷重が作用した場合において、変形が当該地下貯蔵タンクの直径の3%以下であり、かつ、曲げ応力度比（曲げ応力を許容曲げ応力で除したものをいう。）の絶対値と軸方向応力度比（引張応力又は圧縮応力を許容軸応力で除したものをいう。）の絶対値の和が、1以下である構造としなければならない。この場合において、許容応力を算定する際の安全率は、4以上の値とする。

(ア) FRPタンクの頂部が水面から0.3m以下にある場合に、当該タンクに作用する圧力

(イ) 70kPaの内水圧（圧力タンクにあつては、最大常用圧力の1.5倍の圧力）

ウ 貯蔵し、又は取り扱うことができる危険物

(ア) 自動車ガソリン JIS K 2202

(イ) 灯油 JIS K 2203

(ウ) 軽油 JIS K 2204

(エ) 重油 JIS K 2205

5 タンクの損傷防止措置（第5号）

「底板にその損傷を防止するための措置」とは、次の例によりあて板を溶接する等の措置を行ってください。

(1) あて板は、タンク本体と同じ材質とすること。

(2) あて板は、計量口の直下の底板に設けること。

6 漏えい検知管等（第7号）

- (1) 「液体の危険物の漏れを検知する設備」として、漏えい検知管を設ける場合、その材質、構造等は次のとおりです。
- ア 材質は、金属又は硬質塩化ビニールとすること。
 - イ 長さは、地盤面からタンクの基礎までとすること。
 - ウ 構造は、小孔を有する二重管とすること。ただし、タンクの水平中心線から上部は、小孔のない単管とすることができる。
 - エ 上端部は、水が侵入しない構造とし、かつ、ふたは、点検時に容易に開放できるものとする。
 - オ 二以上のタンクを1 m以下に近接して設ける場合は、タンク相互間に一の漏えい検知管を設け、かつ、タンクとタンク室の側壁間にそれぞれ一以上の漏えい検知管を設けること。
- (2) 前(1)のほか「液体の危険物の漏れを検知する設備」には、次のものが該当します。
- ア 二重殻タンクに設置される危険物の漏れを常時検知するための設備又は危険物の漏れを検知するための設備
 - イ 危令第62条の5の2第1項第1号ロに規定する危険物の微少な漏れを検知する措置のうち、貯蔵量の変化を常時監視する設備

第6 移動タンクの貯蔵取扱所の技術上の基準（条例第31条の6第2項）

1 常置場所（第1号）

「火災予防上安全な場所」とは、移動タンクの所有者等が必要な措置を講じることが可能な場所とし、火気を使用する設備が付近に設けられていない場所等とをいいます。

2 タンク本体の板厚（第2号）

「厚さ3.2 mm以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料」とは、次の式により算出された数値以上の厚さを有する金属板をいいます。ただし、最小板厚は2.8 mm以上とします。

$$t = \sqrt[3]{400 \times 21 / \sigma \times A} \times 3.2$$

t：使用する金属板の厚さ（mm）

σ：使用する金属板の引張強さ（N/mm²）

A：使用する金属板の伸び（%）

材質	JIS記号	σ	A	t	板厚最小値
ステンレス鋼板	SUS304	520	40	2.37	2.8
	SUS316				
	SUS304L	480		2.43	
	SUS316L				
アルミニウム合金板	A5052P-H34	235	7	5.51	5.6
	A5083P-H32	305	12	4.23	4.3
	A5083P-0	275	16	3.97	4.0
	A5083P-H112	285	11	4.45	4.5
	A5052P-0	175	20	4.29	4.3
アルミニウム板	A1080P-H24	85	6	8.14	8.2
溶接構造用圧延鋼材	SM490A	490	22	2.95	3.0
	SM490B				
高耐候性圧延鋼材	SPA-H	480	22	2.97	3.0

- 3 タンクの固定（第3号）
- (1) 「これに相当する部分」とは、シャーシフレームのない車両にあつてはメインフレーム又はこれと一体となっているクロスメンバー等をいうものをいいます。
- (2) タンクをシャーシフレーム等にUボルトにより固定した場合と同等以上の強度を有する場合は、Uボルト以外の固定も認められます。
- 4 安全装置（第4号）
安全装置は、タンク頂部に設けること。
- 5 間仕切り（第5号）
「同等以上の機械的性質を有する材料」とは、前2によります。
- 6 防波板（第6号）
- (1) 防波板はタンクの移動方向と平行に設けてください。
- (2) 容量が2000L以上のタンク（間仕切板によって間仕切られているタンクはタンク室）に設ける防波板は、危則第24条の2の9の規定の例により設けてください。
- (3) 「これと同等以上の機械的性質を有する材料」とは、次の式により算出された数値以上の厚さを有する金属板をいいます。

$$t = \sqrt{270 / \sigma} \times 2.3$$

t：使用する金属板の厚さ（mm）

σ：使用する金属板の引張強さ（N/m²）

材質	JIS記号	σ	t	板厚最小値
冷間圧延鋼板	SPCC	270	1.60	1.6
ステンレス鋼板	SUS304	520	1.16	1.2
	SUS316			
	SUS304L	480	1.20	
	SUS316L			
アルミニウム合金板	A5052P-H34	235	1.72	1.8
	A5083P-H32	315	1.49	1.5
	A5052P-H24	235	1.72	1.8
	A6N01S-T5	245	1.68	1.7
アルミニウム板	A1080P-H24	85	2.86	2.9

- 7 非常時の場合に直ちに閉鎖することができる弁等（第9号）
- (1) 「非常時の場合に直ちに閉鎖することができる弁等」とは、レバーの操作により閉鎖するものなど、移動タンクの周囲から容易に閉鎖操作を行えるものでなければなりません。
- (2) 「緊急レバー等」の文字を容易に識別できる大きさ及び色で、見やすい位置に表示をしてください。
- 8 弁等の損傷防止措置（第9号）
「外部からの衝撃による当該弁等の損傷を防止するための措置」とは、次の構造をいいます。
- (1) 配管による方法
配管による方法は、底弁に直接衝撃が加わらないように、衝撃力を吸収させるよう底弁と吐出口の間の配管の一部に直角の屈曲部を設けること。
- (2) 緩衝用継手による方法
緩衝用継手は次の構造又は同等以上の性能を有するものであること。

ア 緩衝用継手による場合は、底弁に直接衝撃が加わらないように吐出口と底弁の間の全ての配管の途中にフレキシブルチューブ又は可とう結合金具による継手を設けること。

イ 緩衝用継手の材質は、フレキシブルチューブにあつては金属製で、可とう管結合金具は配管接続部をゴム等の可とう性に富む材質で密閉し、その周囲の金属製の覆い金具で造られ、かつ、配管の円周方向又は軸方向の衝撃に対して効力を有するものであること。

9 電気設備（第11号）

(1) 「タンク及び附属装置の電気設備で、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所」とは、引火点40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの防護枠内若しくは、ポンプ設備が収納されている場所等密閉された部分等が該当するものをいいます。

(2) 「可燃性の蒸気に引火しない構造」とは、防爆性能を有する構造をいいます。

**第3節 少量危険物の貯蔵及び取り扱う場所の位置、構造及び設備の維持管理
(条例第31条の8)**

危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管、その他の設備は、点検記録の保存等を義務付ける許可等を要する危険物製造所等とは異なるが、消防計画に定める自主検査等により所有者、管理者又は占有者が技術上の基準に適合するよう適宜適正に維持管理しなければなりません。

第3章 指定可燃物等の貯蔵及び取扱い

第1節 指定可燃物の区分（別表8）

第1 別表第8の取扱い

品名		具体的な品名の例
綿花類		製糸工程前の原毛、羽毛
木毛及びかんなくず		椰子の実繊維、製材中に出るかんなくず
ぼろ及び紙くず		使用していない衣類、古新聞、古雑誌
糸類		綿糸、麻糸、化学繊維糸、毛糸
わら類		乾燥わら、乾燥い草
再生資源燃料		廃棄物固形化燃料（RDF等）
可燃性固体類		石油アスファルト、クレゾール
石炭・木炭類		練炭、豆炭、コークス
可燃性液体類		作動油、潤滑油、自動車用グリス
木材加工品及び木くず		木工品、家具類、建築廃材
合成樹脂類	発泡させたもの	発泡ウレタン、発泡スチール、断熱材
	その他のもの	ゴムタイヤ、天然ゴム、合成ゴム

第2 別表第8備考の取扱い

1 綿花類

- (1) トップ上の繊維とは、原綿、原毛を製綿、製毛機にかけて1本1本の細かい繊維をそろえて帯状に束ねたもので製糸工程前の状態のものをいいます。
- (2) 綿花類には、天然繊維、化学繊維の別なく含まれます。
- (3) 羽毛は綿花類に該当します。
- (4) 不燃性又は難燃性でない羊毛は、綿花類に該当するが、鉄締めされた羊毛は、綿花類には該当しません。
- (5) 不燃性又は難燃性の繊維は、次のものが該当します。
 - ア 不燃性…ガラス等の無機質の繊維
 - イ 難燃性…塩化ビニリデン系の繊維

2 木毛及びかんなくず

- (1) 木毛には、木材を細薄なヒモ状に削ったもので、一般に用いられている緩衝材だけに限らず、木綿、木繊維（しゅろの皮、やしの実の繊維等）等も該当します。
- (2) かんなくずとは、手動又は電動かんなを使用して木材の表面加工の際に出る木くずの一種をいいます。製材所などの製材過程に出るおがくずや木っ端は該当せず、木材加工品及び木くずの品名に該当します。

3 ぼろ及び紙くず

ぼろ及び紙くずとは、繊維製品並びに紙及び紙製品で、それらの製品が本来の製品価値を失い、一般需要者の使用目的から離れ廃棄されたものをいい、古新聞、古雑誌等の紙くずや製本の切れ端、古ダンボール、用いられなくなった衣服等が該当します。

4 糸類

糸類とは、紡績工程後の糸及びまゆをいい、綿糸、毛紡毛糸、麻糸、化学繊維糸、スフ糸等があり、合成樹脂の釣り糸も該当します。また、不燃性又は難燃性でない「毛糸」は、糸類に該当します。

- 5 わら類
- (1) わら類には、俵、こも、縄、むしろ等が該当します。
 - (2) 乾燥藁とは、いぐさを乾燥したものをいい、畳表、ござ等がこれに含まれます。
 - (3) こも包葉たばこ、たる詰葉たばこ、製造たばこは、わら類には該当しません。
- 6 再生資源燃料
- (1) 資源の有効な利用の促進に関する法律（H3法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源を原料とし、燃料等の用途に利用するため成形、固化して製造されたものをいいます。代表的なものとして、次のものがあります。

なお、製造されるものが燃料用途以外に使用される場合でも再生資源燃料に該当するが、廃棄処理の工程として単に塊状としただけのものは除かれます。

ア R D F（Refuse Derived Fuel）
家庭から出される塵芥ゴミ等の一般廃棄物（生ゴミ等）を原料として、成形、固化することにより製造されたもの。

イ R P F（Refuse Paper and Plastic Fuel）
廃プラスチックと古紙、廃材、繊維くず等を原料として、成形、固化することにより製造されたもの。

ウ 汚泥乾燥・固形燃料
下水処理場から排出される有機汚泥等を主原料（廃プラスチックを添加する場合もある。）とし、添加剤等を加え製造されたもの。
 - (2) 合成樹脂類のタイヤを裁断して燃料とする場合や木材加工品又は木くずを成型して燃料とする場合は、既に指定されている指定可燃物としての火災危険性に変化が生じないことから、再生資源燃料には該当しません。ただし、木くずや汚泥に添加剤を加えて加工するなど、物品が持つ本来の性状が変化する場合には、再資源燃料に該当します。
- 7 可燃性固体類
- (1) 可燃性固体類には、 α -クレゾール、コールタールピッチ、石油アスファルト、ナフタリン、フェノール、ステアリン酸メチル等が該当します。
 - (2) 条例別表第8備考6の燃焼熱量及び融点については、JISK2279「原油及び石油製品 - 発熱量試験方法及び計算による推定方法」、JISK0064「化学製品の融点および溶融範囲測定方法」によります。
- 8 石炭・木炭等
- (1) 石炭は、無煙炭、瀝青炭褐炭、亜炭、泥炭をいい、石炭を乾留して生産されるコークスもこれに該当します。
 - (2) れん炭は、粉上の石炭、木炭を混合して成形した燃料で、豆炭やたどんもこれに該当します。
 - (3) 天然ガス又は液状炭化水素の不完全燃焼又は熱分解によって得られる黒色の微粉末（カーボンブラック）は該当しません。
- 9 可燃性液体類
- 可燃性液体類には、第2石油類、第3石油類、第4石油類、動植物油のうち一定の要件（引火点、可燃性液体量、燃焼点等）に適合するもので、危険物から除かれるものが該当します。
- 10 木材加工品及び木くず
- (1) 製材した木材、板、柱、半製品（製材した木材、板等を用いて組立てたもので完成品の一部品となるもの）及び完成した家具類等は、木材加工品に該

当します。

- (2) 原木（立ち木を切り出した丸太の状態のもの）は木材加工品に該当しません。ただし、丸太のまま使用する電柱材、木箱、建築用足場は、木材加工品に該当します。
- (3) 水中に貯蔵している木材は、木材加工品に該当しません。
- (4) 廃材及びおがくずは、木くずに該当しますが軽く圧して水分があふれる程度浸漬されたものは、木くずに該当しません。
- (5) 防災処理された木材加工品は、不燃性又は難燃性を有していない限り、木材加工品に該当します。

1.1 合成樹脂類

- (1) 合成樹脂類とは、石油などから化学的に合成される複雑な高分子物質で固体状の樹脂の総称をいいます。熱を加えると軟化し、冷却すると固化する熱可塑性樹脂と加熱成型後さらに加熱すると硬化して不溶不融の状態となる熱硬化性樹脂に分かれます。熱可塑性樹脂としては、塩化ビニル樹脂、ポリエチレン、ポリスチレン等があり、熱硬化性樹脂としては、フェノール樹脂、ユリア樹脂、メラミン樹脂、フタル酸樹脂、ポリエステル樹脂、ケイ素樹脂、エポキシ樹脂等が該当します。
- (2) 合成樹脂類のうち、発泡させたものとは、概ね発泡率6以上のものをいい、梱包等に用いられる発泡スチロールや緩衝材又は断熱材として用いられるシート等が該当します。
なお、発泡ビーズは可燃性固体類に該当します。
- (3) 条例別表第8備考9の不燃性又は難燃性の判断

JIS K 7210-2「プラスチック - 酸素指数による燃焼性の試験方法 - 第2部：室内における試験」に基づいて行うものとし、当該試験方法に基づいて酸素指数が2.6以上のものを不燃性又は難燃性を有するものとして取り扱います。
一般的に使用される合成樹脂の例

<p>酸素指数2.6未満の合成樹脂の例 ◆</p>	<p>アクリロニトリル・スチレン共重合樹脂（AS） アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂（ABS） エポキシ樹脂（EP）…接着剤以外のもの 不飽和ポリエステル樹脂（UP） ポリウレタン（PUR） ポリエチレン（PE） ポリスチレン（PS） ポリビニルアルコール（PVAL）…粉状（原料等） ポリプロピレン（PP） ポリメタクリル酸メチル（PMMA、メタクリル酸樹脂）</p>
<p>酸素指数2.6以上又は液状の合成樹脂の例</p>	<p>フェノール樹脂（PF） フッ素樹脂（PFE） ポリアミド（PA） ポリ塩化ビニルデロン（PVDL、塩化ビニルデロン樹脂） ポリ塩化ビニル（PVC、塩化ビニル樹脂） ユリア樹脂（UF） ケイ素樹脂（SI） ポリカーボネイト（PC） メラミン樹脂（MF）…球状（原料等） アルキド樹脂（ALK）</p>

◆難燃化により酸素指数が2.6以上のものがあります。

() 書きは略号又は別名を示します。

- (4) 合成樹脂製品には、合成樹脂を主体とした製品で、他の材料を伴う製品（靴、サンダル、電化製品等）であって合成樹脂が容積又は重量において50%以上を占めるものが該当します。

なお、再生資源燃料に該当する場合は、合成樹脂の容積又は重量にかかわらず、再生資源燃料として取り扱います。

- (5) 不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずには、次のものが該当します。

ア 天然ゴム

ゴム樹から組成した乳状のゴム樹液（ラテックス）を精製したものであり、ラテックスを凝固して固体にしたものが生ゴムである。ラテックスは加硫剤を加え手袋や接着剤等に使用されていること。

イ 合成ゴム

天然ゴムの組成がイソプレンの重合体であることに着目し、イソペンと構造が類似したブタジェンやクロロプレンを人工的に合成してできる重合分子化合物であること。

合成ゴムの例

スチレンブタジェンゴム（sBR）	ハイバロン
ニトリルブタジェンゴム（NBR）	アクリルゴム
ネオプレンゴム	シリコンゴム
ブチルゴム	フッ素ゴム
ステレオラバー	ウレタンゴム

ウ 再生ゴム

廃物ゴム製品を再び原料として使えるように加工したゴムで自動車タイヤ再生ゴム、自転車チューブ再生ゴム、雑再生ゴム等があること。

- (6) 不燃性又は難燃性ゴムにはシリコンゴム又はフッ素ゴムがあり、加硫剤によって不燃性又は難燃性となります。
- (7) ゴム製品とは、ゴムタイヤの他、ゴムを主体とした製品で、他の材料を伴う製品（ゴム長靴、ゴルフボール等）であってゴムが容積又は重量において50%以上を占めるものは該当します。ただし、エボナイト（生ゴムに多量の硫黄を加えて比較的長時間加硫して得られる硬いゴム製品をいう。）は該当しません。
- (8) フォームラバー（ラテックス（水乳濁液）配合液を泡立たせ、そのまま凝固させ加硫した柔軟な多孔性ゴムをいう。）はゴム類に該当します。

フォームラバーの例

エバーソフト	アポロソフト
グリーンフォーム	ヤカイフォーム
ファンシーフォーム	マックスフォーム
ラバーソフト	ハマフォーム

- (9) ゴム半製品とは、原料ゴムとゴム製品との中間工程にある全ての仕掛品をいいます。

第3 指定可燃物の貯蔵及び取扱い

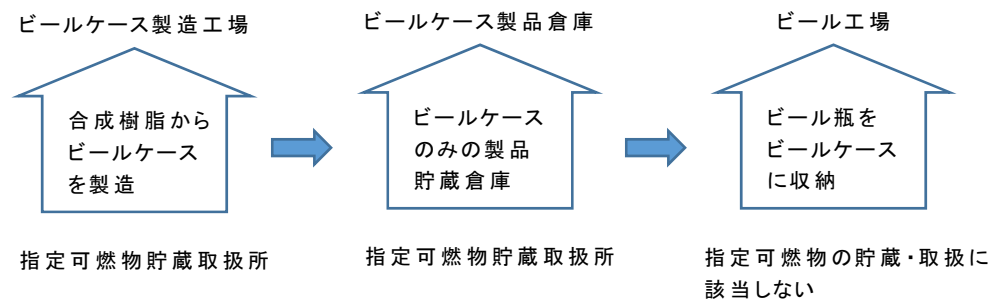
指定可燃物の貯蔵及び取扱いは、次によります。

1 貯蔵及び取扱いに該当する場合

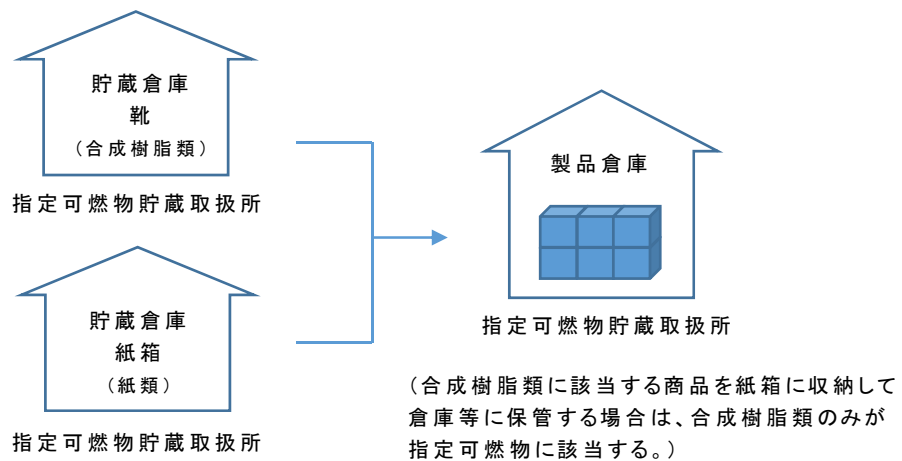
条例別表第8の数量以上の指定可燃物を倉庫において貯蔵する場合、又は工場において製造、加工する場合、並びに工事用資機材として貯蔵し、又は取り扱う場合等

- (1) 「貯蔵」とは、倉庫内に保管することや屋外に集積する等の行為をいう。
 (2) 「取扱い」とは、指定可燃物に係る製造・加工等をいう。
- 2 貯蔵及び取扱いに該当しない場合
- (1) 一定の場所に集積することなく日常的に使用される事務所のソファ、椅子、学校の机、ホテルのベッド類、図書館の図書類等
 (2) 倉庫の保温保冷のための断熱材として使用されているもの
 (3) 百貨店等において陳列、展示しているもの
 (4) 施工された時点の建築物の断熱材、地盤の改良材、道路の舗装材等
 (5) ビールケース、ダンボール、パレット等を搬送用の道具等として使用する
 場合（次の例による）

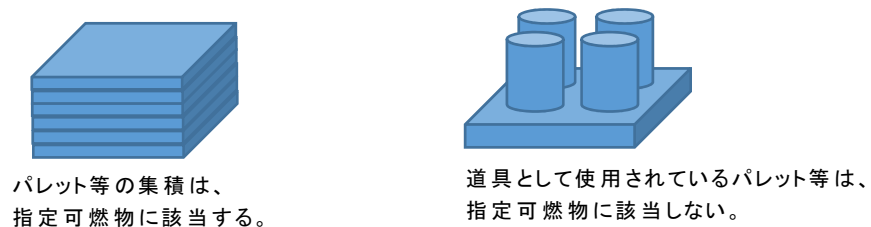
【例1】



【例2】



【例3】



第4 指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の扱い

- 1 可燃性固体類等の同一場所の扱い
 可燃性固体類等の同一場所の扱いは、少量危険物に準じます。
- 2 綿花類等の同一場所の扱い
 (1) 屋外の場合
 原則として敷地ごとになります。ただし、防火上安全な距離を有する場合はこの限りではありません。

(2) 屋内の場合

原則として建築物ごとになります。ただし、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う室の壁、柱、床及び天井（天井がない場合は上階の床）が耐火構造であって、かつ、開口部には自動閉鎖の特定防火設備（上階との区画においては煙感知器連動によるものも可）が設けられている場合は、当該室ごととすることができます。

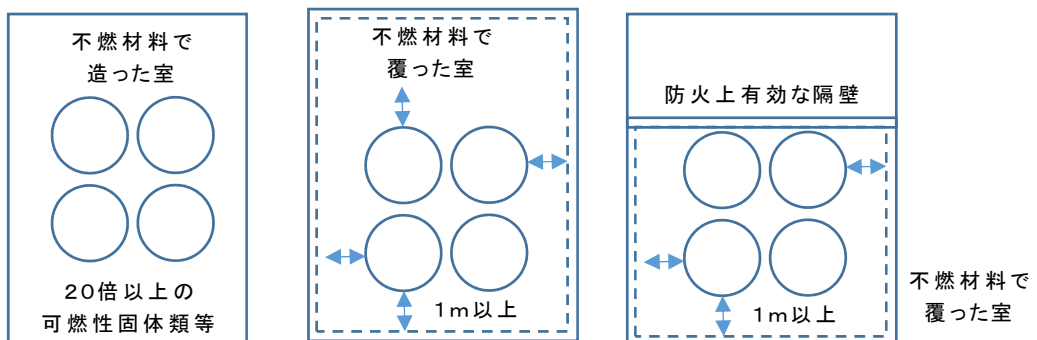
第2節 可燃性液体類等の貯蔵及び取扱い

第1 可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの基準（第33条第1項）

- 1 容器への収納（第1号ア）
条例第31条の2第1項第16号アの例によります。
- 2 内装容器等への表示（第1号イ）
化粧品の内装容器等で最大容量が300ml以下のものについては、同一の意味を有する他の表示をもって代えることができます。
- 3 容器等の積み重ね高さ（第2号）
条例第31条の2第1項第17号の例のとおりです。

第2 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の基準（第33条第2項）

- 1 空地（第1号）
屋外の貯蔵取扱所の周囲に設ける空地等は次のとおりです。
 - (1) 空地、防火上有効な塀並びに開口部のない防火構造の壁及び不燃材料で造った壁は、屋外の少量危険物貯蔵取扱所の例のとおりです。
 - (2) 金属で気密に造られた設備については、同号の表のタンク又は金属製容器の表に掲げる空地の幅を適用できます。
- 2 条例別表第8に定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合（第2号）
 - (1) 「防火上有効な隔壁」とは、耐火構造又は防火構造で小屋裏に達するまで完全に区画されていることをいいます。
 - (2) 防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内で壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、隔壁に面する部分を除きその周囲には幅1m以上の空地を保有してください。



第3 基準の準用（第33条第3項）

準用規定によるほか、次のとおりです。（※）

- 1 タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う場合
 - (1) 屋外のタンクにおいて、30倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り

扱う場合は、危令第11条の規定（特定屋外貯蔵タンクに係るものを除く。）によること。

(2) 次に掲げる可燃性液体類等を30倍以上貯蔵し、又は取り扱うタンクには、全量以上の容量を収納できる流出防止措置を講じること。

ア 20℃で液状の可燃性固体類等

イ 液状で貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類

ウ 液状で貯蔵し、又は取り扱う動植物油類

(3) 車両に固定されたタンク（容量が4000Lを超える場合）に可燃性固体類等を液状で貯蔵し、又は取り扱う場合は、その内部を4000L以下ごとに厚さ3.2mm以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で完全な間仕切りを設けること。

(2) タンク以外において貯蔵し、取り扱う場合

液状で貯蔵し、又は取り扱うもので、漏れた場合に固体となるものは、次のア又はイの基準によらないことができる。

ア 屋外において、液状で貯蔵し、又は取り扱う場合

条例第31条の3第2項第2号による基準

イ 屋内において、液状で貯蔵し、又は取り扱う場合の床の構造

条例第31条の3の2第3号による基準

第3節 綿花類等の貯蔵及び取扱い

第1 貯蔵及び取扱いの基準（第34条第1項）

1 火気の使用（第1号）

「みだりに火気を使用しないこと」とは、綿花類等の性質及び作業上工程等を考慮し、火気の使用は次の各号の全てを満たすものとします。

(1) 正当な理由がある場合に限ること。

(2) 管理が徹底されていること。

(3) 防火上安全な場所であること。

(4) 安全な方法による火気の使用であること。

(5) 可燃性の微粉が著しく多量に浮遊するおそれのある場合は、換気設備又は集塵装置を設置し、粉じんの滞留を防止すること。

2 係員（第2号）

「係員」とは、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所において、常時業務に従事する者をいいます。

3 綿花類等の整理（第3号）

「危険物と区分して」とは、火災予防上安全な距離として1m以上を確保し、かつ、それぞれを明確に区分し、管理を徹底することをいいます。

また、「地震等により容易に荷くずれ、落下、転倒又は飛散しないような措置」とは、囲い、ロープ掛け等の措置をいいます。

4 綿花類等の廃棄（第4号）

「1日1回以上」とは、作業工程等の実態に応じ、その回数を定めるものであり、原則として「綿花類等のくず、かす等」が発生した場合は、直ちに処理してください。

5 廃棄物固形化燃料等の集積高さ（第5号ウ）

「拡大防止の措置を講じることができるよう5m以下の適切な集積高さ」とは、発熱又は可燃性ガスの発生を安全な範囲内に制御できる高さをいいます。

6 廃棄物固形化燃料等の監視（第5号エ）

廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合の温度、可燃性ガス等の監視については、

次のとおりです。

- (1) 当該物品の標準情報 (TR)、安全データシート (SDS) 等を踏まえて、適切に管理できる範囲の値を設定する。
- (2) 温度計その他の測定装置による監視又は巡回、サンプリング等により、適切に管理できる値の範囲内で貯蔵されていることを随時確認する。
- (3) 当該物品の変質等を防止するため換気、防湿、冷却塔により貯蔵する場所の環境を管理したり、定期的に全量を払い出したりして長期貯蔵を回避するなど、必要な措置を講じる。

第2 貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の基準 (第34条第2項)

1 標識、掲示板 (第1号)

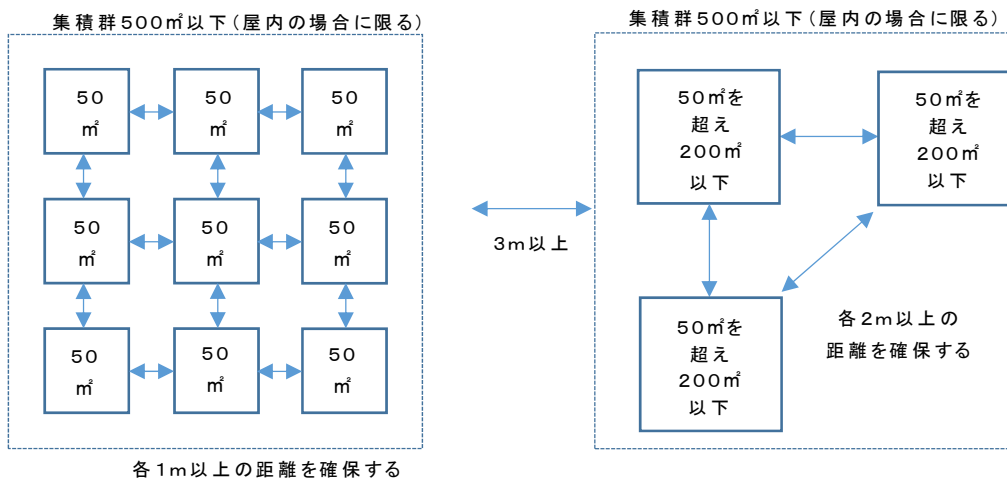
標識及び掲示板は、条規別表のとおりです。

2 綿花類等の集積 (第2号及び第3号)

集積する場合は、次の例によります。

- (1) 綿花類等 (廃棄物固形化燃料及び合成樹脂類を除く。) を集積する場合

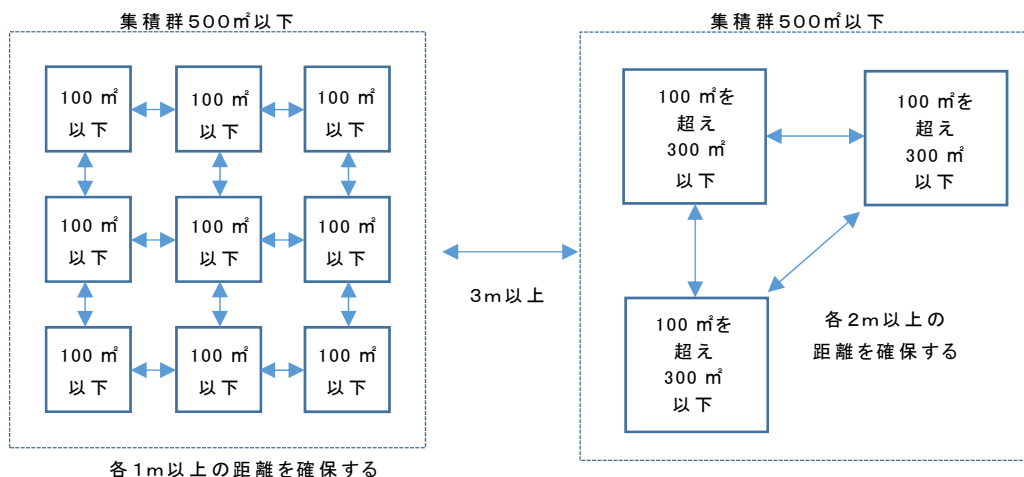
ア 集積単位離隔距離



イ 「散水設備等を設置した場合は、この限りでない」とは、ドレンチャー設備、スプリンクラー設備等とし、これらにより火災の拡大又は延焼拡大の防止が図られる場合は、1集積単位の面積が400㎡以下、集積単位相互間の距離を1m以上とすることができます。

- (2) 合成樹脂類を集積する場合

ア 集積単位離隔距離



- イ 「火災の拡大又は延焼を防止するため散水設備を設置する等必要な措置」とは、ドレンチャー設備、スプリンクラー設備等の設置によるものとし、この場合は、同号表に掲げる距離を適用しないことができます。
- ウ 屋外での貯蔵又は取扱い（第3号イ）
- （ア）第31条の3第2項第1号の規定によります。
- なお、合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う設備が金属で気密に造られたものである場合は、同号中の表中「タンク又は金属製容器」の項に示す空地の幅（1 m以上）とすることができます。
- （イ）（ア）のほか、必要に応じ、合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲の四隅、隅角部等をくい、縁石、塗装等により表示するよう努めてください。
- （ウ）「火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置」とは、水幕設備、ドレンチャー設備若しくはスプリンクラー設備又はこれらと同等の有効に散水できる装置等を設けた場合をいいます。
- エ 屋内での貯蔵又は取扱い（第3号ウ）
- 「火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置」とは、前ウ（ウ）のとおりです。

第4章 消火設備

第1 少量危険物

少量危険物貯蔵取扱所には、次に掲げる基準により消火設備を設けなければなりません。

1 移動タンク以外の少量危険物貯蔵取扱所

- (1) 法第17条第1項の規定の適用を受ける場合は、その規定に基づいた消火設備を設けてください。

また、高層建築物の高層階（31mを超える階）に少量危険物貯蔵取扱所を設ける場合は、法第17条第1項に規定する消防用設備等のほか、危令別表第5に掲げるもののうち、貯蔵又は取り扱う危険物に適應する第3種又は第4種消火設備を設置してください、(※)

- (2) 法第17条第1項の規定の適用を受けない屋外の少量危険物貯蔵取扱所については、貯蔵、又は取り扱う危険物に適合する第5種の消火設備を設けてください。

2 移動タンク

移動タンクにおいて、危険物を貯蔵し、取り扱う場合は、消火器の技術上の規格を定める省令（H39.9.17自治省令第27号）第8条に規定する自動車用の消火器を1個以上設けてください。

なお、自動車用の消火器とは、一般の消火器の試験内容に加えて同省令第30条に規定する振動試験が実施されたもので、「自動車用」と表示されたものをいいます。

第2 指定可燃物

指定可燃物貯蔵取扱所には、次に掲げる基準により消火設備を設けなければなりません。

1 可燃性固体類等の指定可燃物貯蔵取扱所

- (1) 令別表第2に掲げるもののうち貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物に適應する消火器具を設けてください。

- (2) 別表第8で定める数量の500倍以上のものを貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物貯蔵取扱所にあつては、前号の規定によるほか、大型消火器を設けてください。

- (3) 可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外のタンク（引火点が100℃以上のもののみを100℃未満の温度で貯蔵し、又は取り扱うものを除く。）のうち、高さが6m以上のもの又は最大水平断面積が40㎡以上のものにあつては、前各号の規定によるほか、水噴霧消火設備又は固定式の泡消火設備を設けてください。

なお、消火設備は危則第32条の5又は第32条の6（第2号を除く。）の規定により設けてください。

2 綿花類等の指定可燃物貯蔵取扱所

- (1) 屋外において貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物貯蔵取扱所の消火設備については、前項の規定を準用します。

- (2) 屋内において貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物貯蔵取扱所の消火設備については、前項の規定を準用します。

なお、同項中「水噴霧消火設備又は固定式の泡消火設備」とあるのは「水噴霧消火設備、固定式の泡消火設備又はこれらと同等以上の効果を有する固定式の消火設備」と読み替えるものとします